

第3期那須塩原市地域福祉計画 地域福祉活動計画

～ともに助け合い 支え合い
心豊かに安心して暮らせる那須塩原市をめざして～

平成 29 年度～平成 33 年度



平成 29 年 3 月

那須塩原市・那須塩原市社会福祉協議会

はじめに

地域福祉とは、住み慣れた地域において、誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や福祉関係者がお互いに協力して、地域社会の福祉問題に取り組もうという活動です。

那須塩原市では、平成24年3月に「第2期那須塩原市地域福祉計画」を策定し、基本理念である『ともに助け合い 支え合い 心豊かに安心して暮らせる那須塩原市をめざして』のもと、「お互いの安心」を支えるための取組の推進、「地域の力」を高めるまちづくりの推進、「個人の安心」を支えるための取組の推進といった3つの基本目標を掲げて、市の総合計画に基づいた施策を推進してまいりました。



しかし、近年の社会情勢や地域社会が変化する中、少子高齢化に加え高齢者のみの世帯の増加、生活困窮者や障害を持つ方の自立支援など、今まで以上に課題が複雑かつ多様化してきております。

また、年齢や性別の違い、障害の有無などにかかわらず、誰もが個人として尊重され、住み慣れた地域で安心安全に生活していくためには、住民同士が支え合いながら、適切な福祉サービスを受けられるような仕組みを持つ福祉のまちづくりが必要となります。

本市では、これらの地域福祉をめぐる課題を整理し、これまでの地域福祉分野における取り組みなどを踏まえ、第2期計画に引き続き『ともに助けあい 支え合い 心豊かに安心して暮らせる那須塩原市をめざして』を基本理念とし、第3期計画を策定しました。

また、本計画においては、地域福祉を推進する上での理念や仕組みを示す行政が策定する「地域福祉計画」と、それを実現・実行するための民間の活動行動計画として社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定いたしました。

2つの計画においては、お互いの役割を分担し、連携しながら地域福祉を推進することが重要であり、地域福祉の理念を共有し、行政と民間の計画を一体的に策定することにより、切れ目なくかつ効果的・実践的な内容となっております。

なお、計画を進めるにあたっては、行政、市民、福祉関係者などが、それぞれの役割を分担しながら、相互に協力することが大変重要となりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたりご尽力いただきました那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の委員をはじめ、関係者並びに関係機関の皆様、さらには市民アンケートや座談会、専門職ヒアリングなどにご協力をいただきました多くの市民の皆様、福祉団体・事業所の皆様に対しまして、心から感謝を申し上げます。

平成29年3月

那須塩原市長 君 島 寛

はじめに

少子高齢化が急速に進むなか、生活スタイルや価値観の多様化などにより地域社会が大きく変容してきています。

また、それらを起因とし従来の福祉制度では対応できないようなケースも増え、社会からの孤立や孤独死、ひきこもり、虐待、生活困窮等の生活課題が複合的かつ顕在化しています。

最近、地域のつながりも希薄化し、「困ったときはお互い様」、「向こう三軒両隣」などのご近所付き合いや地域での支え合いの機能も低下してきています。

こうした状況を踏まえ、地域福祉推進の中核的な役割を担う社会福祉協議会では、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく生きいきと安心して生活が送れるようにする地域共生社会の構築をめざし、多くの市民や社会福祉関係団体などの参加のもと、「地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたっては、地域の生活課題を広く把握し、その解決のために行政と市民の役割や具体的な活動を明確にするとともに、地域福祉を推進するため、市が策定する「那須塩原市地域福祉計画」と一体的に策定いたしました。

計画を推進するためには、行政はもとより、地域福祉活動を実践している市民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉関係団体などが主体的に取り組んでいくことが必要です。そして、各々が同じ目標に向かって、役割分担しながら様々な生活課題の解決に向けて、計画的、継続的に努力していきましょう。

本計画の策定にあたり、アドバイザーとしてご助言、ご指導をいただきました国際医療福祉大学大石剛史氏をはじめ、那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の皆様、アンケートや座談会などにご協力をいただきました市民、関係機関の皆様に衷心より厚くお礼を申し上げます。



平成29年3月

社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会
会 長 田口 三知子

～ 目 次 ～

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画について	2
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の策定体制	6
5. 計画の期間	7

第2章 地域福祉に関する現状と課題

1. 人口や世帯の状況	8
2. 支援を必要とする市民の状況	9
3. 地域の状況	11
4. アンケート調査について	13
5. 地域座談会について	20
6. 地域福祉に関する課題	23

第3章 計画の基本的な考え方

1. 地域福祉について	25
2. 基本理念	26
3. 基本目標	27
4. 計画の体系	30

第4章 施策の内容

基本目標1 誰もが利用しやすい地域福祉の仕組みづくり	31
基本目標2 誰もが暮らしやすい生活環境づくり	38
基本目標3 みんなで支え合う、意識づくり、人づくり、つながりづくり	46

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制	52
2. 計画の進行管理・評価	53

策定経過、委員会委員名簿等

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成24年3月に「第2期那須塩原市地域福祉計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、『ともに助け合い 支え合い 心豊かに安心して暮らせる那須塩原市をめざして』を基本理念に掲げ、地域住民が主体の地域福祉を推進してきました。

しかし、近年地域における福祉課題は複雑多様化してきており、既存のサービスや仕組みだけでは対応することが困難になってきています。また、東日本大震災などの大規模災害を経験し、災害時における避難行動が困難な人の支援の重要性が再認識されています。さらに、生活困窮者自立支援法が施行され、様々な要因により生活に困窮している人の自立を支援するための方策についても、地域社会が抱える新たな課題としてその対応が求められています。

このような中、地域における様々な福祉問題を解決するためには、地域の支え合いによる取り組みが期待されています。

本市の市政運営の基本方針である「第2次那須塩原市総合計画」では、「人がつながり 新しい力が湧きあがるまち 那須塩原」を将来像として定めています。また、福祉の分野では、誰もが生き生きと安心して暮らせる地域づくりのため、お互いの存在を認め合い、尊重し、思いやることができる社会を構築することとしています。

本計画は、総合計画の方針を踏まえ、障害者福祉、高齢者支援、健康づくり、子育て支援などの各分野において連携し、本市の地域福祉の充実を図る「第3期那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定するものです。

策定にあたっては、各種アンケート調査や15地区の地域座談会、福祉事業所などへのヒアリングを実施し、市民や福祉関係者の意見を聴き取りました。

本計画に基づく、行政、地域住民、福祉関係者などの協働により、さらなる地域福祉の充実を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる那須塩原市の実現を目指します。

2. 地域福祉計画と地域福祉活動計画について

(1) 地域福祉計画

「地域福祉計画（市町村地域福祉計画）」とは、「社会福祉法」第107条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民などの参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するための計画です。

福祉に関する計画は、従来「高齢者」、「障害者」、「子ども」などの対象ごとに策定されてきました。しかし「地域福祉計画」は、「地域」という視点でこれらの対象ごとの福祉に共通する課題を整理し、住民と共に、地域で支援を要する様々な人の生活を支えていくことを目指す計画です。

■社会福祉法と「地域福祉」

社会福祉法の目的として、第1条に「地域福祉の推進」が明記されており、第4条では、「地域福祉の推進」の担い手として地域住民や社会福祉関係者が位置づけられています。

（地域福祉の推進）

第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

■社会福祉法における地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画については、社会福祉法第107条に位置づけられています。

（市町村地域福祉計画）

第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（２）地域福祉活動計画

「地域福祉計画」が行政の計画であるのに対して、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって、地域福祉の推進のために策定する活動・行動計画と位置づけられています。

地域福祉活動計画策定指針の概要（全国社会福祉協議会 平成15年11月）

第1章 地域福祉活動計画策定の考え方

1. これからの「地域福祉活動計画」づくりの基本的な視点

地域福祉活動計画の策定にあたっては、市区町村地域福祉計画の法制化ならびにそこでの「住民参加」の強調、近年のNPO団体を含む市民活動の活躍、地方分権の推進等地域福祉をめぐる環境の大きな変化を踏まえ、以下のような視点を持つ必要がある。

- ① 市区町村社協は、積極的に地域福祉計画策定に協力するとともに、地域福祉活動計画を一体的に策定する。
- ② 「住民参加」に徹底して取り組む。
- ③ 福祉分野における互助住民活動の広がりの中で民間の活動計画としての性格を明確にする。

2. 地域福祉活動計画とは何か

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

社会福祉協議会について

社会福祉協議会は社会福祉法第109条に規定され、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、以下の事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（３）行政と社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は地域福祉の推進を目的とした団体であり、地域住民、ボランティア、福祉、保健などの関係者、行政機関などの参加・協力を得て、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めています。

各種の福祉サービスの利用支援や相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金活動の支援、災害時における災害ボランティアセンターの運営など、様々な場面で地域の福祉増進のための活動を行っており、今後も地域の課題の解決に向けた活躍が期待されます。

このように、社会福祉協議会は市全体の地域福祉推進のため中心的な役割を担っていくこととなるため、地域福祉を推進するにあたっては、行政と社会福祉協議会との連携がより効果的となります。そのため第3期計画においては、市が策定する行政計画である「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を一体的な計画として策定することにより、地域福祉のより一層の推進を目指します。

（４）本計画における「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の位置づけ

本計画においては、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定することとしています。そのことから、現状の把握や計画を推進するにあたっての基本的な考え方を共有するため、「第1章計画策定にあたって」、「第2章地域福祉に関する現状と課題」、「第3章計画の基本的な考え方」については、一体として策定します。

また、「第4章施策の内容」で具体的な取り組み内容を示す「今後の取組」においては、次の記載例のとおり位置づけることとします。

●記載例

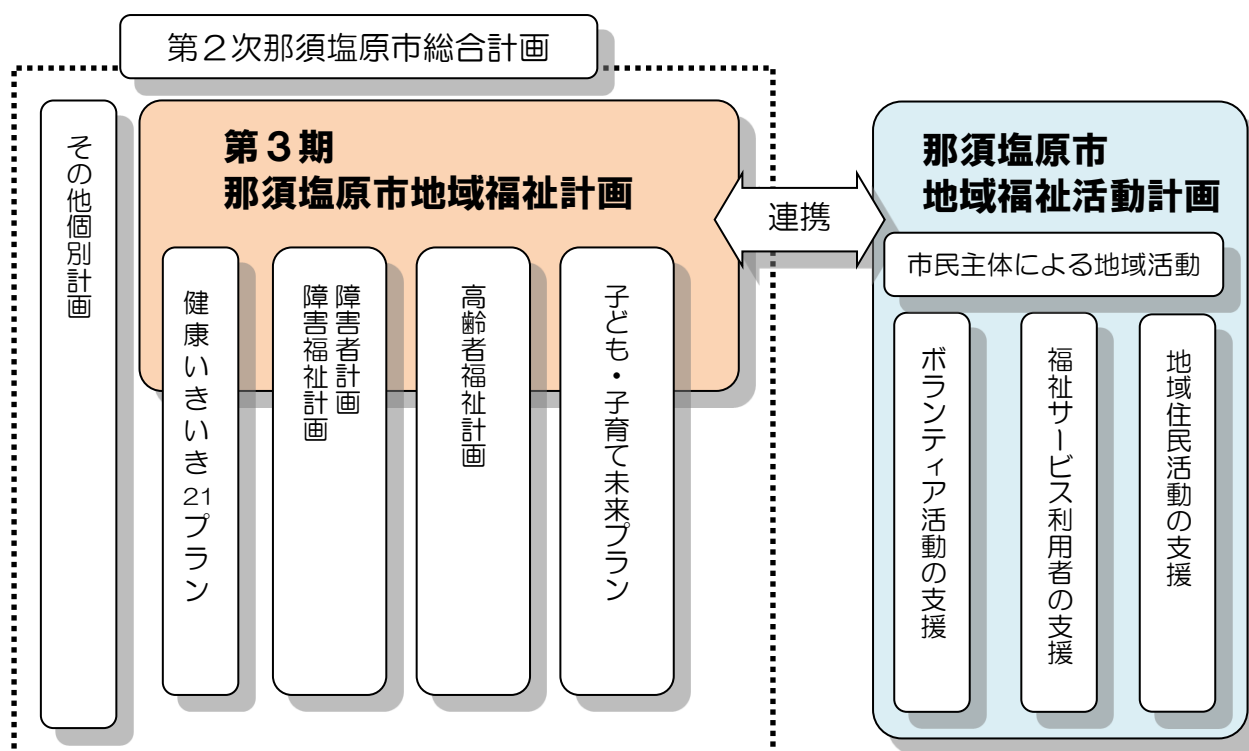
今後の取組

行政	「地域福祉計画」の取り組み
市民や 関係団体	「地域福祉活動計画」の取り組み
社会福祉 協議会	

3. 計画の位置づけ

「那須塩原市地域福祉計画」は、市政運営の基本方針である「第2次那須塩原市総合計画」の部門別計画としての性格を持っています。高齢者、障害者、子どもなどの福祉に関連する市の分野別計画と整合や連携を図りながら、これらの既存計画を横断的に接続する計画として、市民主体のまちづくりや市民参画を促し、市民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。これと連携する形で社会福祉協議会が「地域福祉活動計画」を策定し、具体的な地域福祉活動に取り組む指針とします。

■計画の位置づけ



4. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、次のような体制により、現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議を進めました。

①那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会・検討会議・作業部会の設置

地域福祉に関する事項を審議するため、市民、自治会、民生委員・児童委員^{※1}、学識経験者、福祉に関する団体及び事業者、行政機関関係者で構成する策定委員会などを設置しました。

②アンケート調査の実施

平成27年12月に「那須塩原市地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。また、平成28年2月から3月にかけて「福祉に関する中学2年生アンケート調査」、「居宅介護支援事業所へのアンケート調査」を実施しました。

③地域座談会の実施

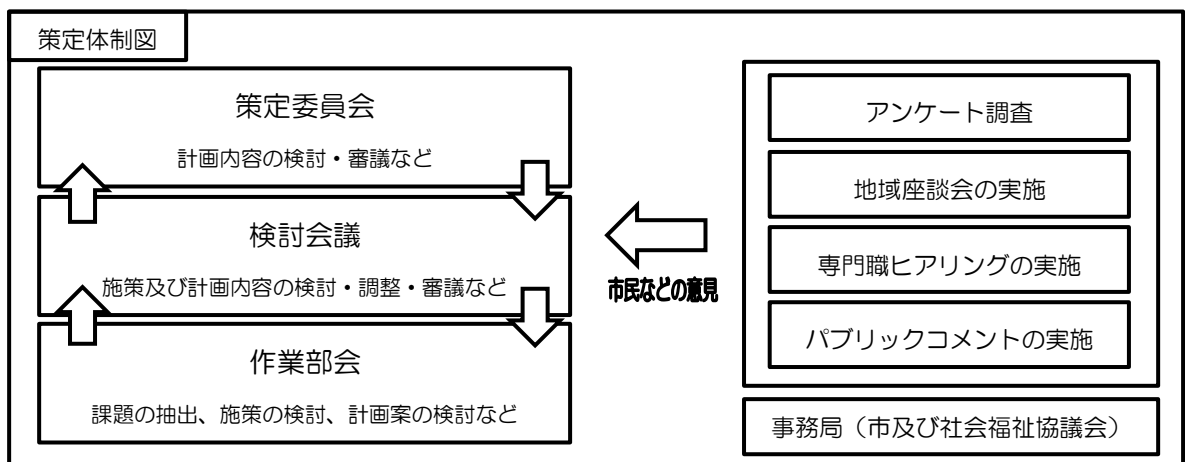
平成27年11月から平成28年2月にかけて市内15地区において地域座談会を実施しました。また、平成28年5月から6月にかけて市内を5地区に分け2回目の座談会を実施し、1回目の座談会での課題に対する解決策などについての意見を頂きました。

④専門職ヒアリングの実施

地域包括支援センター、自立支援協議会事業所部会、社会福祉協議会のケアマネジャー・ヘルパー、公立保育園副園長などに対する専門職ヒアリングを実施しました。

⑤パブリックコメントの実施

計画に市民の意見をより反映させるために平成28年11月に、パブリックコメント^{※2}を実施しました。



※1 民生委員・児童委員：民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、援助を必要としている人への助言・援助、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

※2 パブリックコメント：重要な政策などを決定する際に、あらかじめ原案の段階から公表して広く意見を求め、それを考慮して最終的な意思決定を行うとともに、寄せられた意見に対して行政の考え方を公表する仕組み。

5. 計画の期間

第3期那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画の期間とし、必要に応じて見直しを行います。

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度
那須塩原市地域福祉計画（第2期計画）									
					第3期那須塩原市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画				



第2章

地域福祉に関する現状と課題

第2章 地域福祉に関する現状と課題

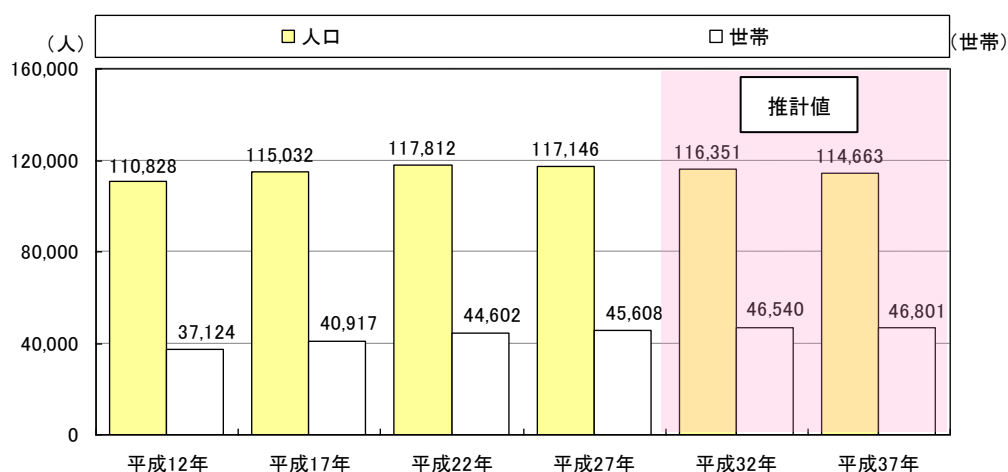
1. 人口や世帯の状況

平成27年の国勢調査による本市の総人口は117,146人であり、平成22年の117,812人に対し666人減少しました。

また、年齢3区分の推移をみると、0歳から14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口が共に減少する見込みである一方、65歳以上の高齢者人口は増え続ける見込みとなっており、少子高齢化が進むものと予想されます。

世帯数の推移をみると、緩やかに増加していますが、1世帯あたりの人員は年々減少しており、核家族化が進むものと予想されます。

■人口及び世帯数の推移



資料：平成12～27年は国勢調査 平成32,37年人口はコーホート要因法を基に市独自推計 平成32,37年世帯数は国立社会保障・人口問題研究所（社人研）「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」を基に市独自推計

■年齢3区分人口及び1世帯あたりの人員並びに人口増減事由

年度	H12年	H17年	H22年	H27年	H32年	H37年
年少人口（0-14歳）	18,792	17,961	17,118	16,026	14,645	13,560
生産年齢人口（15-64歳）	75,786	77,538	77,391	72,853	69,496	67,095
高齢者人口（65歳以上）	16,250	19,532	23,303	28,267	32,210	34,008
1世帯あたりの人員	2.99	2.81	2.64	2.57	2.50	2.45
自然動態による増減（出生－死亡）		226	69	10		
社会動態による増減（転入－転出）		518	383	△277		

資料：平成12～27年は国勢調査 平成32,37年人口はコーホート要因法を基に市独自推計

※年齢不詳は按分している。四捨五入の関係で年齢別人口の合計と総人口が一致しない場合がある。

2. 支援を必要とする市民の状況

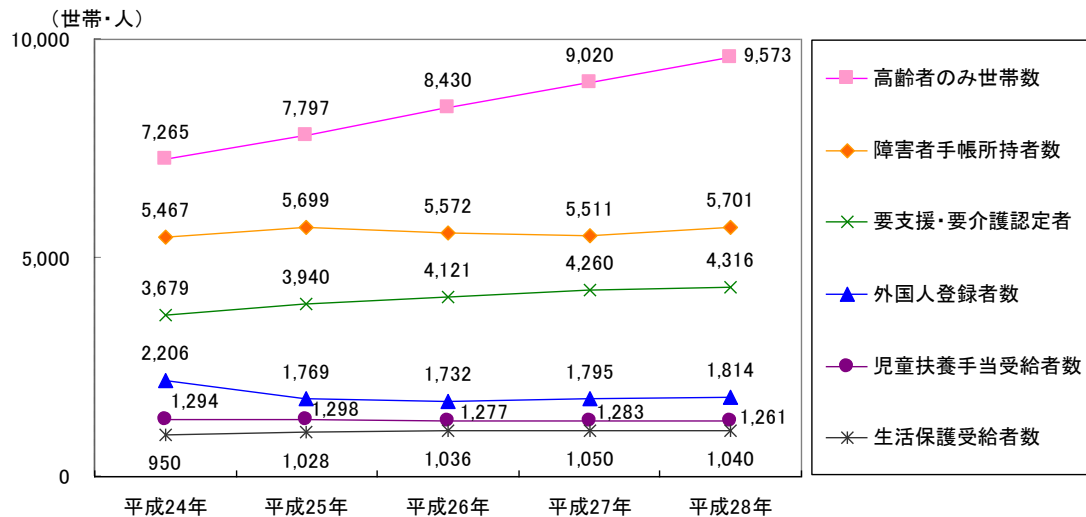
（１）日常的に配慮を必要とする市民の状況

本市では、高齢者のみ世帯が年々増加しており、今後もこの傾向が続くものと思われます。また、要支援・要介護認定者数についても年々増加しています。

生活保護受給者数、児童扶養手当受給者数、障害者手帳所持者数、外国人登録者数については、横ばい又は微増傾向となっています。

今後も、日常的に支援を必要とする市民は増加することが予測されます。

■日常的に配慮を必要とする市民の状況



資料：高齢者のみ世帯数	高齢福祉課（各年4月1日）
障害者手帳所持者数	社会福祉課（各年4月1日）
要支援・要介護認定者数	高齢福祉課（各年3月31日）
外国人登録者数	市民課（各年4月1日）
児童扶養手当受給者数	子育て支援課（各年3月31日）
生活保護受給者数	社会福祉課（各年3月31日）

(2) 避難行動要支援者の現況

避難行動要支援者※は平成27年4月現在8,592人と本市の人口の7.3%となっています。

災害時の要配慮者対策については、平成23年に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、実効性のある避難支援を行うため、国が平成25年6月に災害対策基本法の改正を行うとともに「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」を新たに策定しました。このことにより、避難行動要支援者に対するより一層の支援の強化が求められます。また、実際に災害が発生した際には、避難行動要支援者のみならず、乳幼児や妊婦、ひとり親世帯などへの配慮も必要となります。

■ 避難行動要支援者の現況

区 分	人数	備 考
要介護認定を受けている者	1,334 人	要介護認定3 488 人 要介護認定4 503 人 要介護認定5 343 人
75 歳以上一人暮らし高齢者	2,483 人	
75 歳以上高齢者のみ世帯 (一人暮らし高齢者を除く)	2,286 人	1,140 世帯
身体障害者手帳1、2級所持者	2,051 人	身体障害者手帳1級 1,314 人 身体障害者手帳2級 737 人
精神保健福祉手帳1級所持者	81 人	
療育手帳A1・A2・A所持者	327 人	療育手帳A1 132 人 療育手帳A2 193 人 療育手帳A 2 人
県の生活支援を受けている難病患者	30 人	
合 計	8,592 人	

資料：社会福祉課（平成27年4月1日）

※避難行動要支援者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する人のこと。その範囲は、市地域防災計画で定めている。

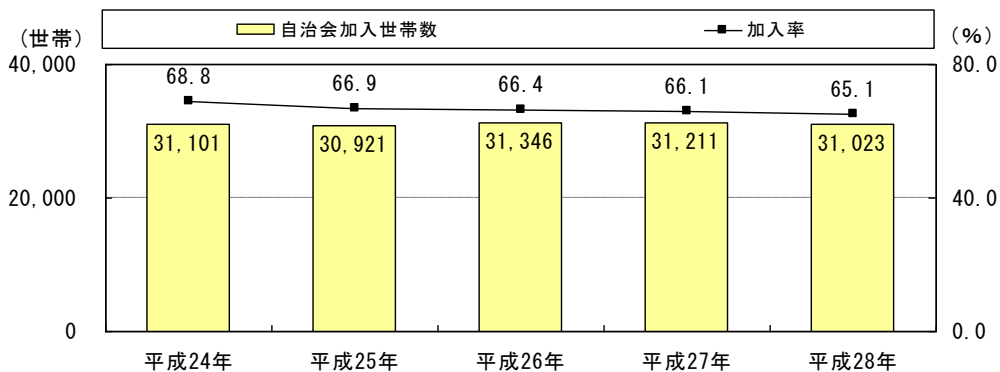
3. 地域の状況

(1) 自治会加入世帯数及び加入率

自治会は一定の地域内に住む人々が地域住民のふれあいの場をつくり、あるいはお互いに助け合いや協力することで、快適で住みよいまちを作るための最も身近な自治組織です。

平成28年現在の自治会数は215組織、自治会加入世帯数は、31,023世帯となっていますが、自治会への加入率は年々低下しており、自治会機能維持のためにも加入率向上が求められています。

■自治会加入世帯数及び加入率の推移

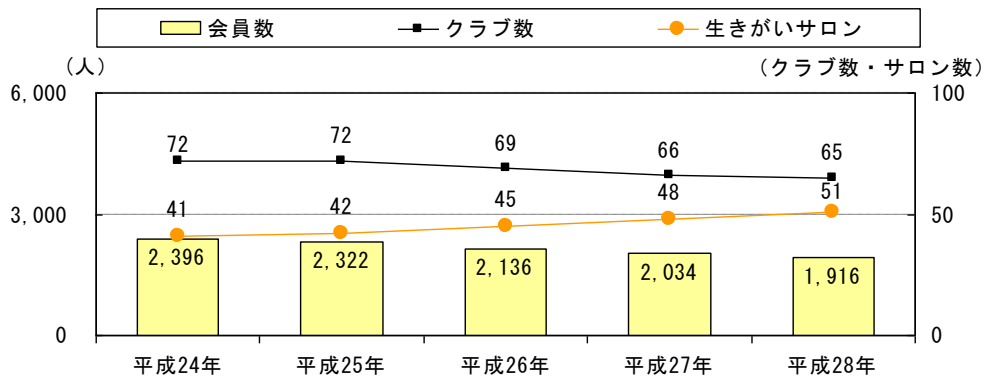


資料：市民協働推進課（各年4月1日）

(2) 老人クラブ・生きがいサロン

老人クラブは、従来、高齢者の活動や活躍の場として、中心的な役割を担ってきていましたが、近年は、高齢者数が増加しているにもかかわらず、会員数・クラブ数共に減少傾向が続いています。一方で、高齢者の生きがいや健康づくりを目的とし、自治会組織などが運営する生きがいサロンについては、年々増加しています。

■老人クラブ会員数及びクラブ数・生きがいサロン数の推移

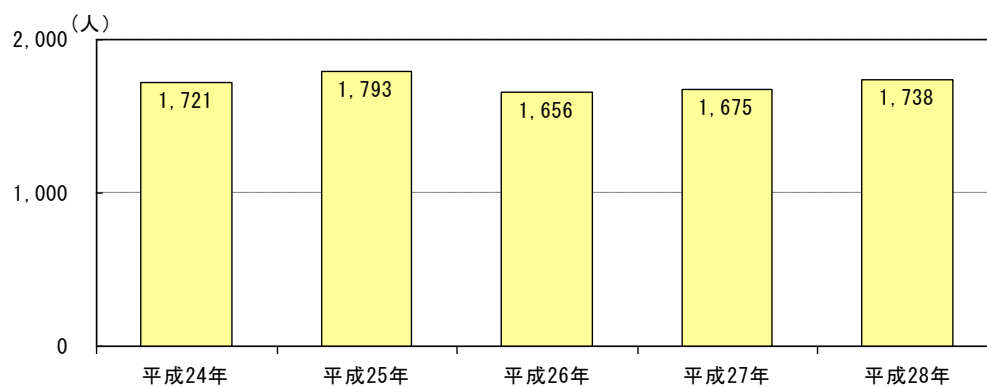


資料：高齢福祉課（各年4月1日）

（３）ボランティア登録者数の状況

社会福祉協議会が運営するボランティアセンターに登録しているボランティア団体は平成28年4月現在67団体あり、ボランティア登録者数は1,738人となっており、福祉、健康づくり、環境などの分野で活動を行っています。

■ボランティア登録者数の推移



資料：社会福祉協議会（各年4月1日）



4. アンケート調査について

本計画の策定にあたり、市民の現状や意向を把握し、計画づくりに反映するために、アンケート調査を実施しました。

■ アンケート調査の実施状況

対 象	市内在住の 20 歳以上の市民（無作為抽出）
調査期間	平成 27 年 12 月 4 日～12 月 20 日
配付・回収	郵送による配付・回収
配 付 数	2,000 件
回 収 数	697 件
回 収 率	34.9%

■ 分析・表示について

○比率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示しています。そのため、合計が100%とならないこともあります。

○複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。

○グラフ中の（計：○○）という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。

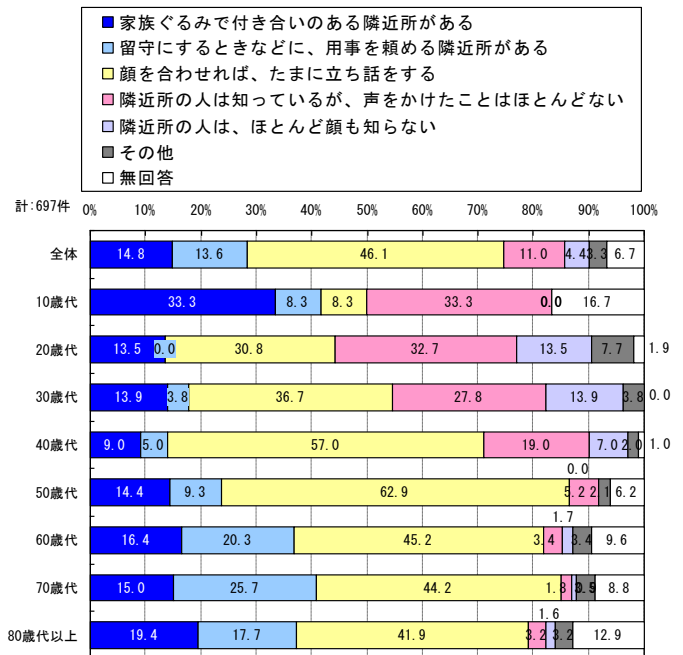
○クロス集計※については、集計の都合上、無回答者を除いた集計となっている部分があるため、単純集計の結果と合致しない場合があります。

※クロス集計：アンケート調査票の質問項目をかけ合わせて集計する手法

（１）地域福祉について

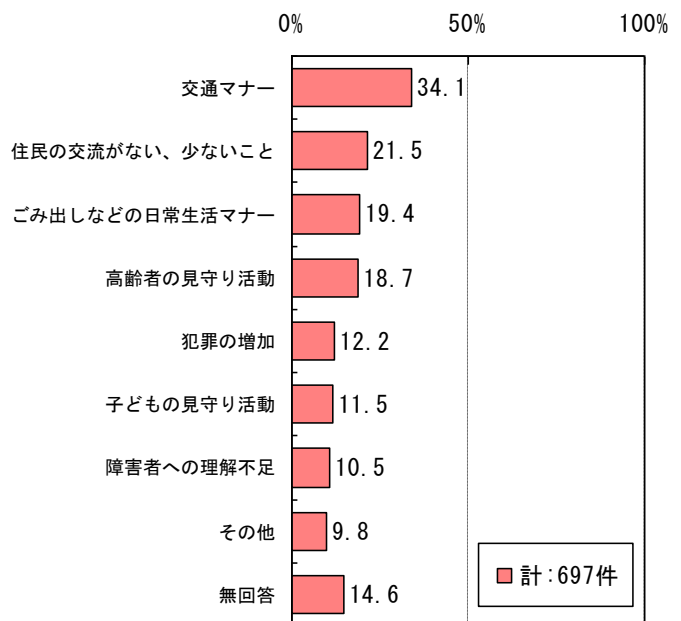
①近所付き合いについて

近所付き合いについては、「顔を合わせれば、たまに立ち話をする」が最も多く46.1%を占め、その他は「家族ぐるみで付き合いのある隣近所がある」（14.8%）、「留守にするときなどに、用事を頼める隣近所がある」（13.6%）、「隣近所の人は知っているが、声をかけたことはほとんどない」（11.0%）と続いています。また年代別にみると、年代が上がるに連れて、近所付き合いの度合いが深い傾向がうかがえます。



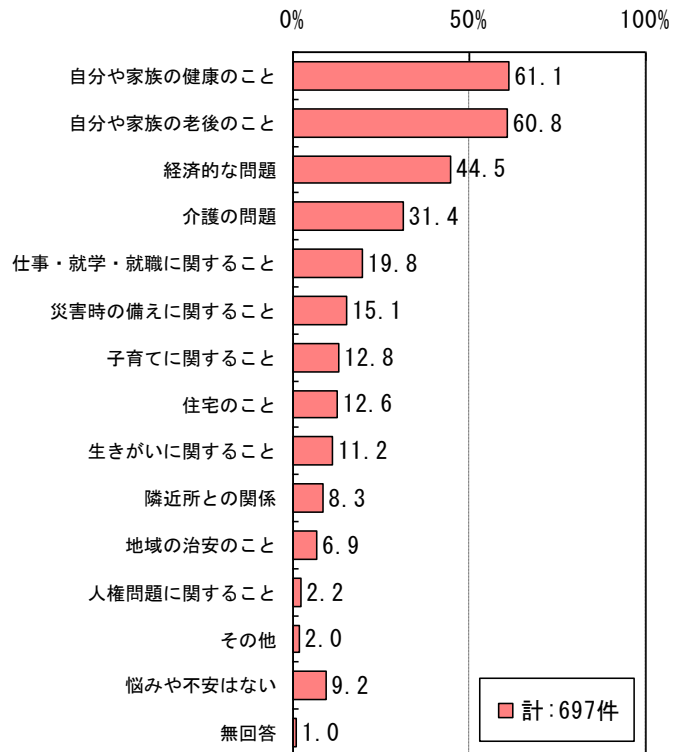
②住んでいる地域の中での問題

地域の課題や不満、不足していることについては、全体として回答が分散しています。その中で回答が最も多いのが「交通マナー」で34.1%を示し、以下「住民の交流がない、少ないこと」（21.5%）、「ごみ出しなどの日常生活マナー」（19.4%）、「高齢者の見守り活動」（18.7%）、「犯罪の増加」（12.2%）、「子どもの見守り活動」（11.5%）、「障害者への理解不足」（10.5%）、「その他」（9.8%）と続きます。



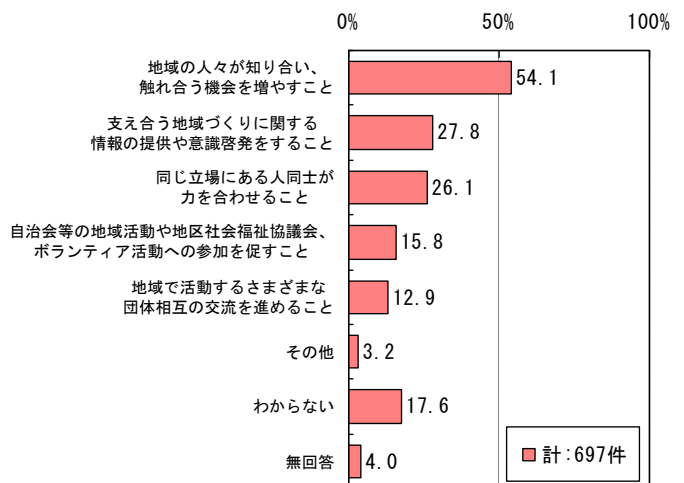
③日常生活の主な悩みや不安

日常生活の主な悩みや不安については、「自分や家族の健康のこと」が最も多く61.1%の人が回答しており、以下「自分や家族の老後のこと」(60.8%)、「経済的な問題」(44.5%)、「介護の問題」(31.4%)と続きます。



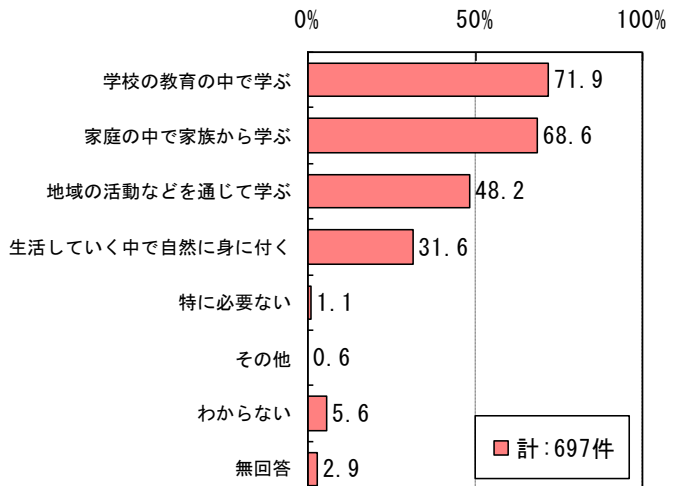
④支え合う地域づくりを進めるために必要なこと

支え合う地域づくりを進めるために必要なことについては、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」が最も多く54.1%の人が回答しており、「支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」(27.8%)、「同じ立場にある人同士が力をあわせること」(26.1%)となっています。



⑤福祉教育について

福祉教育についてどのように行うべきかについては、「学校の教育の中で学ぶ」が最も多く71.9%の人が回答しています。次いで「家庭の中で家族から学ぶ」(68.6%)、「地域の活動などを通じて学ぶ」(48.2%)、「生活していく中で自然に身に付く」(31.6%)となっています。



(2) 地域活動・ボランティア活動について

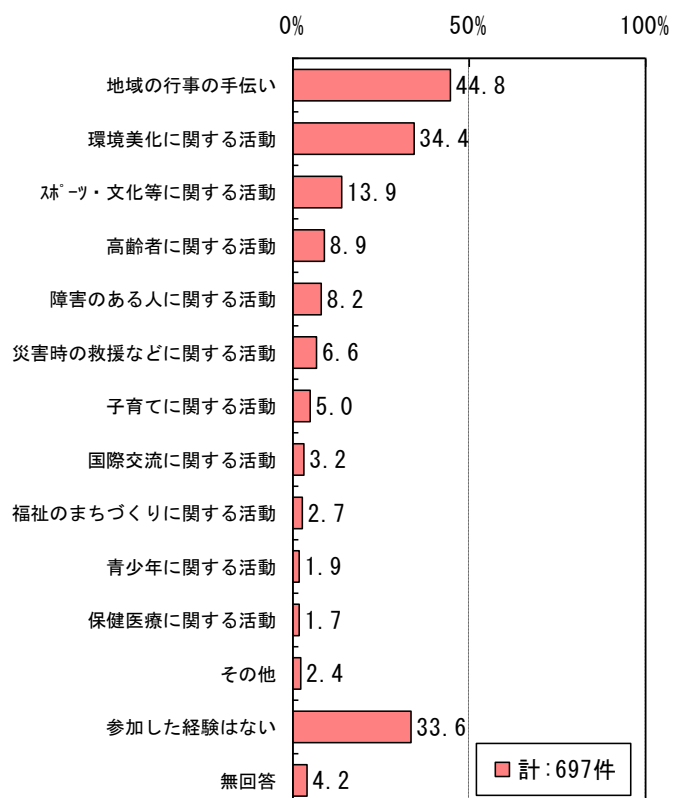
① 地域活動の参加状況

普段、参加している地域の活動や行事について、最も多い回答は「参加していない」の42.2%となっています。活動内容の回答で最も多いのが「自治会活動」の38.7%で、次いで「環境美化・リサイクル活動」(18.2%)、「スポーツ・レクリエーション活動」(10.5%)が続きます。「自治会活動」については「50歳代」「60歳代」を中心に回答が多く、「参加していない」は若い年齢層ほど回答が多くなっています。

年代	活動内容														(%)	
	自治会活動	環境美化・リサイクル活動	スポーツ・レクリエーション活動	文化サークル・教養講座活動	福祉ボランティア活動	老人会活動	交通安全活動	婦人会活動	防犯・防災活動	自然保護活動	消費者保護活動	その他	参加していない	無回答		
全体(計:697件)	38.7	18.2	10.5	6.6	5.6	4.9	2.9	2.7	2.3	1.9	0.1	2.9	42.2	1.4		
10歳代	16.7	8.3	8.3	0.0	8.3	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	50.0	0.0		
20歳代	9.6	3.8	1.9	0.0	1.9	0.0	0.0	0.0	1.9	0.0	0.0	0.0	80.8	1.9		
30歳代	27.8	15.2	8.9	3.8	0.0	0.0	2.5	1.3	0.0	3.8	0.0	2.5	59.5	0.0		
40歳代	40.0	9.0	8.0	3.0	2.0	0.0	1.0	2.0	0.0	1.0	0.0	3.0	44.0	1.0		
50歳代	51.5	22.7	6.2	4.1	3.1	1.0	2.1	4.1	3.1	1.0	0.0	3.1	29.9	0.0		
60歳代	52.0	28.2	12.4	9.6	10.2	4.5	3.4	4.0	4.5	2.8	0.6	1.1	29.4	1.1		
70歳代	35.4	20.4	18.6	12.4	10.6	13.3	3.5	4.4	1.8	2.7	0.0	6.2	39.8	0.9		
80歳代以上	27.4	11.3	8.1	8.1	3.2	16.1	6.5	0.0	1.6	0.0	0.0	3.2	45.2	6.5		

② ボランティア活動の参加状況

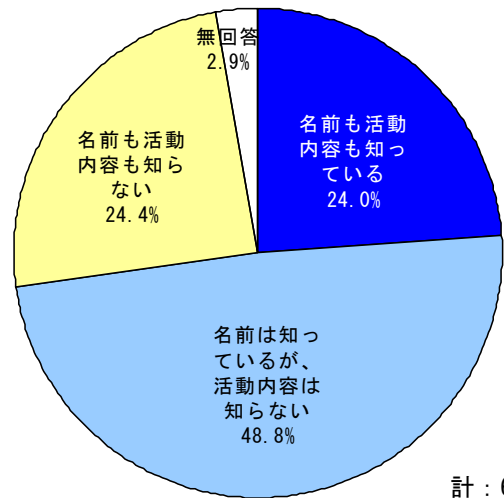
参加したことがあるボランティア活動については、「地域の行事の手伝い」が最も多く44.8%の人が回答しており、次いで「環境美化に関する活動」(34.4%)となっています。また、「参加した経験はない」も33.6%と多い結果となっています。



（３）社会福祉協議会について

①社会福祉協議会の認知度

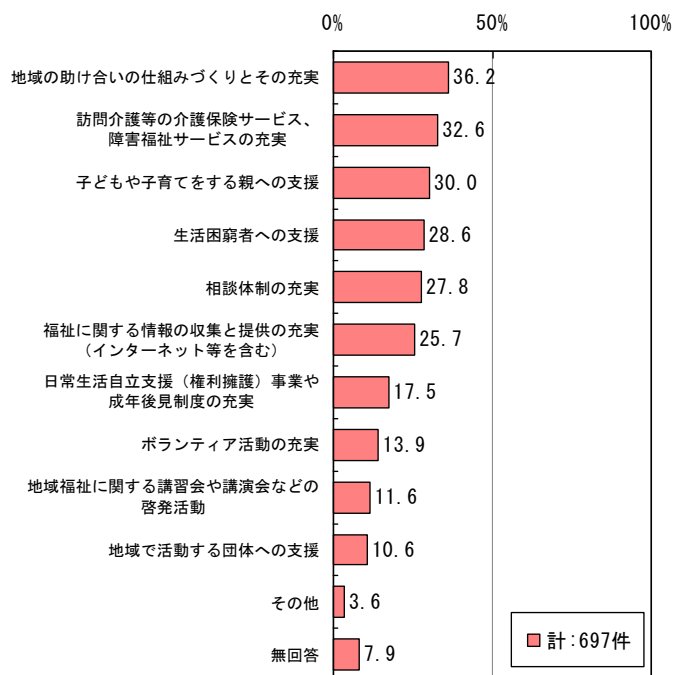
社会福祉協議会の認知度については、「名前は知っているが、活動内容は知らない」が最も多く48.8%を占めます。また「名前も活動内容も知らない」が24.4%、「名前も活動内容も知っている」は24.0%という回答になっています。



計：697件

②社会福祉協議会への期待

社会福祉協議会への期待については、全体的に回答が分散しています。その中で最も回答が多いのが「地域の助け合いの仕組みづくりとその充実」で36.2%の人が回答しています。次いで「訪問介護等の介護保険サービス、障害福祉サービスの充実」の32.6%、「子どもや子育てをする親への支援」の30.0%となっています。



計：697件

(4) 災害時に不安に思うことについて

災害時に不安に思うことについては、「情報が得られるか」が最も多く 65.1%の人が回答しています。次いで「避難所に必要な設備があるか」(40.3%)、「緊急事態を人に知らせられるか」(31.4%)、「避難所で必要な手当てを受けたり、薬をもらえたりするか」(29.8%)となっています。

若年層では、「情報が得られるか」「避難所に必要な設備があるか」の回答が比較的多く、「80歳代以上」の人は「周りの人に避難などを助けてもらえるか」との回答が多くなっています。

(%)

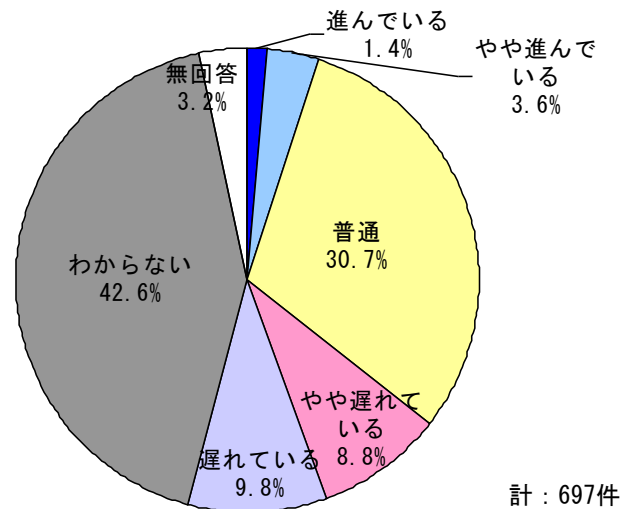
年代	不安に思うこと	情報が得られるか	避難所に必要な設備があるか	緊急事態を人に知らせられるか	避難所で必要な手当てを受けたり、薬をもらえたりするか	周りの人に避難などを助けてもらえるか	避難所で介護や看護をしてもらえるか	自分の病気の状態が悪くならないか	その他	特に不安はない	無回答
全体(計:697件)		65.1	40.3	31.4	29.8	21.5	17.9	16.5	2.9	7.3	3.6
10歳代		66.7	41.7	16.7	8.3	16.7	25.0	0.0	0.0	8.3	0.0
20歳代		78.8	55.8	30.8	50.0	21.2	17.3	7.7	1.9	3.8	0.0
30歳代		82.3	49.4	35.4	29.1	20.3	13.9	8.9	5.1	5.1	1.3
40歳代		76.0	42.0	36.0	25.0	21.0	19.0	15.0	3.0	2.0	2.0
50歳代		73.2	38.1	35.1	27.8	17.5	17.5	13.4	6.2	5.2	2.1
60歳代		62.1	41.2	31.1	30.5	21.5	16.4	15.8	2.8	6.8	4.5
70歳代		51.3	32.7	30.1	31.0	21.2	20.4	26.5	0.0	11.5	4.4
80歳代以上		38.7	29.0	21.0	27.4	33.9	21.0	29.0	1.6	17.7	8.1



（５）今後の福祉行政について

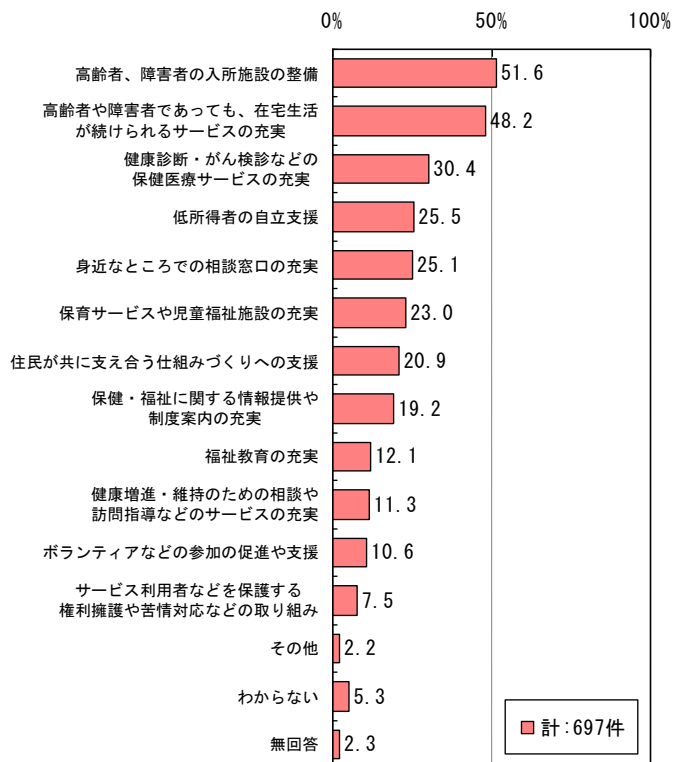
①本市の福祉活動全般の印象

本市の福祉活動全般の印象については、「わからない」との回答が最も多く42.6%の人が回答しています。また「普通」との回答が30.7%を占めています。「進んでいる」との回答と「遅れている」との回答を比較すると、若干「遅れている」との回答が多くなっています。



②市が優先して取り組むべき施策

市が優先して取り組むべき施策については、全体的に回答は分散しています。その中で「高齢者、障害者の入所施設の整備」が最も多く51.6%の人が回答しており、次いで「高齢者や障害者であっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」（48.2%）となっています。地域福祉に関する「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」については20.9%と中位にあり、「ボランティアなどの参加の促進や支援」については10.6%と下位にあります。



5. 地域座談会について

那須塩原市内の15公民館において、地域座談会を実施し、延べ300人を超える参加をいただきました。座談会では、各テーマについて参加者に主体的に話し合ってもらい、その中で出された各地区の現状や課題などを把握し、その内容や意見を計画に反映させることを目的に実施しました。

（１）地域のつながりについて

近所付き合いについては、「近所付き合いに関心がない」といった地域福祉への関心や意識に関する意見や、「世代間の交流の機会が少ない」、「新旧住民の交流がない」、「地域の交流の場が少ない」といった交流の機会の減少に関する意見が多く、あいさつや声かけ、地域の行事などの参加促進による世代間交流や転居してきた人との交流などの必要性の意見があがっています。また、自治会の未加入者や地域活動をする人の高齢化や固定化などの意見もあがっています。

（２）子どもを見守ることについて

地域の子どもを見守ることについては、「見守りやあいさつ運動が行われている」という意見がある一方で、地域によっては「子どもの顔がわからない」、「子どもとの接点が少ない」、「下校中の見守りが不十分」といった意見があげられており、子どもの見守りの参加促進などの必要性を指摘する意見などがあがっています。

（３）高齢者・障害者を支えることについて

地域の高齢者・障害者を支えることについては、「高齢者の外出時の移動の支援が必要」、「地域の高齢者や障害者の把握ができていない」、「支援の方法がわからない」、「一人暮らしの高齢者が増えている一方で把握ができていない」といった地域の把握や支援方法といった意見があげられており、高齢者の閉じこもり防止や地域での見守り活動の推進などを検討していく必要があるという意見があがっています。

（４）困っている家庭への支援について

困っている家庭への支援については「地域内の困っている家庭の把握が困難」、「一人暮らしで困っている人がいたとしても介入が難しい」といった意見があげられており、支援の必要性を認識しているが対応の仕方がわからないなどの課題もあり、行政や民生委員・児童委員、ボランティアなどが連携することで支援していく必要があるのではないかという意見があがっています。

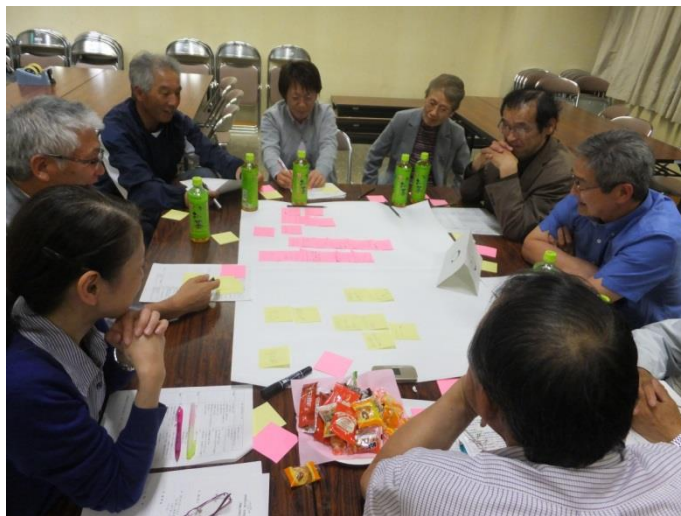
(5) 防災・防犯・安全について

防災・防犯・安全については「防災・防犯に対しての意識が希薄」、「防災・防犯についての的確な情報・知識が不十分」、「空き地や空き家が増えている」、地域によっては「野生動物の被害がある」などといった意見もあがっており、地域全体の安心・安全対策に不安や心配を感じる意見が多くあがっています。

■地域座談会から出た主な課題

公民館名		課題	近所付き合いが減っていること	地域の行事などの参加が少ない	自治会活動の参加者が少ない	子どもや高齢者の見守り活動が必要	高齢者などの居場所づくりが必要	障害者への支援の仕方がわからない	困っている家庭への支援	交通マナー・交通の環境が悪い	ごみ出しなどの日常生活マナー	外出・移動支援が必要	防災・防犯について不安がある	空き地・空き家の問題がある
①	黒磯公民館		●		●						●	●	●	●
②	厚崎公民館		●	●	●			●	●	●		●	●	
③	稲村公民館		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
④	とようら公民館		●	●	●		●	●		●	●	●	●	●
⑤	鍋掛公民館		●		●	●		●	●			●		
⑥	東那須野公民館		●		●	●	●	●					●	
⑦	高林公民館		●	●		●				●		●	●	
⑧	西那須野公民館		●	●	●	●		●		●	●	●		●
⑨	狩野公民館		●		●			●		●		●	●	
⑩	南公民館		●	●				●		●		●	●	●
⑪	西公民館		●		●		●			●	●	●	●	
⑫	三島公民館		●		●	●		●		●		●		●
⑬	大山公民館		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
⑭	ハローブラザ		●	●	●	●		●		●		●	●	
⑮	塩原公民館			●			●	●				●	●	

■地域座談会の様子



6. 地域福祉に関する課題

【課題 1】総合相談・支援体制の確立の必要性

少子高齢化、核家族化の進行により、地域との関係を築けない市民が増えています。一人暮らしの高齢者や子育て中の親など、支援を必要とする地域住民のニーズは多岐にわたっています。行政ではそれらに対応するため、多様な相談業務を展開していますが、複雑なニーズを持つ地域住民には、相談窓口の情報が伝わりにくい状態にあります。

また、行政をはじめ、自治会、民生委員・児童委員などでは、地域の現状を把握するための働きかけを行っていますが、個人情報保護に配慮する必要があるため、関係者のより一層の連携が必要な状況です。

これらの問題を解決するために、相談支援体制や個人情報の保護といった、これまでの枠にとらわれず、関係する部署や専門機関との連携を強化し、地域と一体となった総合的な相談支援体制を確立する必要があります。

【課題 2】誰もが安心・安全に生活できる地域づくりの必要性

本市においては、人口減少や高齢化で小規模化、高齢化する自治会も出始め、コミュニティ機能の低下や、交通の手段の確保といった課題についても検討が必要になっています。

また、高齢化の進行と併せて避難行動要支援者が増えることが予想されます。行政からの支援に加えて地域福祉の考え方を取り入れた防災力の強化が重要になります。

併せて、一人暮らしの高齢者や子どもを狙った犯罪も発生し、防犯の取り組みも求められ、未然防止のための防犯パトロールやボランティアをはじめ、地域の見守り活動を中心とした、住民が主体となる防犯対策が必要になっています。

さらに、地域座談会では「世代間の交流の機会が少ない」、「新旧住民の交流がない」、「地域の交流の場がない」といった交流の機会を求める意見が多いことから、地域のお祭りや各種行事に加え、高齢者、障害者、子育て中の親などを対象とした地域の交流の場づくりが課題となっています。

【課題 3】地域福祉を進める意識づくりや人づくりの必要性

地域福祉活動を推進する上では、福祉に対する理解を深め、福祉の機運を醸成するため、講演会、研修会、広報記事などにより周知、啓発を行うとともに、地域の教育機関や福祉団体などが連携して福祉教育を推進することが必要です。

また、ボランティア活動は個人の自主性に基づくものであり、その精神はあらゆる地域福祉活動を進めるにあたって重要なものとなります。

多彩な地域福祉活動を支えるボランティアや市民活動を担う人材の確保を図ることは地域福祉を推進していく上で欠くことのできないものです。

社会福祉協議会においては、ボランティア活動に関する相談、援助、登録、紹介や養成研修、情報提供、普及啓発などの活動が課題となっており、ボランティアセンターの機能を強化し、その役割を果たしていくことが求められています。



第3章

計画の基本的な考え方

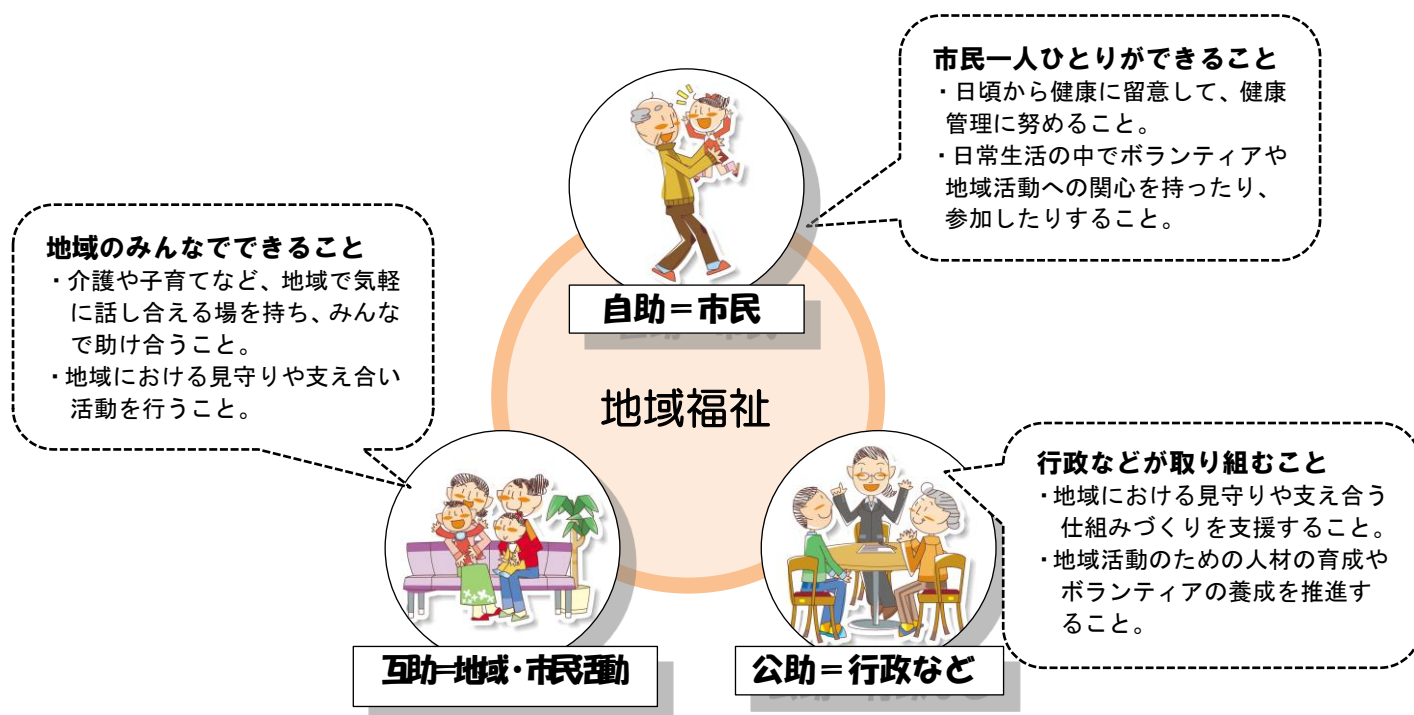
第3章 計画の基本的な考え方

1. 地域福祉について

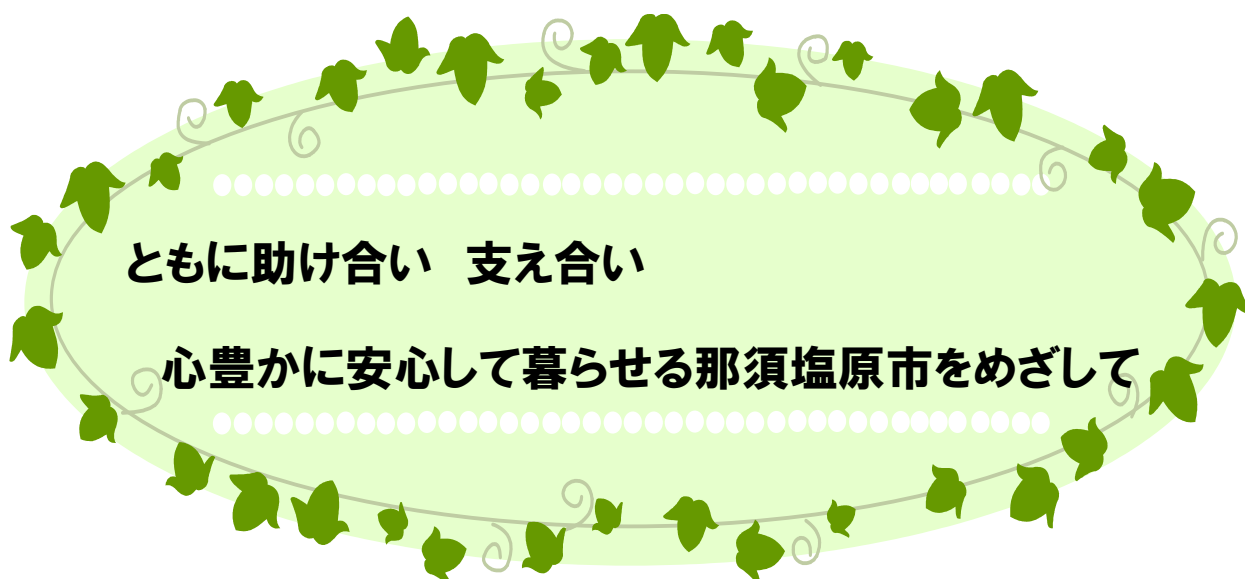
地域福祉とは、住み慣れた地域で暮らす誰もが安心して生きがいを持って暮らせるように、行政、市民、社会福祉関係団体などが相互に協力する仕組みを作ることです。

地域福祉の推進にあたっては、自分たちの住んでいる地域のことをよく理解している住民自らの手による地域福祉活動の実践が求められますが、その際には「自助・互助・公助」の視点が重要です。

市民には、自分でできることは自分で行う「自助」、近隣や地域、市民同士で支え合い、助け合う「互助」の役割が求められます。一方、市民活動やボランティアによる取り組みが主体的に推進されるよう、その仕組みづくりや支援を行う「公助」が行政などの役割です。



2. 基本理念



第2期計画では「ともに助け合い 支え合い 心豊かに安心して暮らせる那須塩原市をめざして」を基本理念に掲げ、地域住民が主体の地域福祉を推進してきました。

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑かつ多様化しており、市民が住み慣れた地域で安心・安全に生活し、年齢や性別そして障害の有無にかかわらず、個人として尊重され、市民同士が支え合い、適切なサービスを受けられるような福祉のまちづくりが求められます。

そのため、すべての人が住み慣れた地域社会で、安心してその人らしい生活を送ることができるよう、一人ひとりが思いやりの心を持ち、お互いに支え合う地域づくりを目指します。

本計画では、市政運営の基本方針である「第2次那須塩原市総合計画」の基本構想に掲げる福祉における基本政策「誰もが生き生きと暮らすために」の実現に向け、地域福祉の充実に取り組みます。

本計画は、本市の地域福祉をめぐる課題をまとめ、これまでの地域福祉分野における取り組みなどを踏まえ、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるよう、第2期計画の基本理念を踏襲し、「ともに助け合い 支え合い 心豊かに安心して暮らせる那須塩原市をめざして」を掲げます。

3. 基本目標

本計画の基本理念の実現を図る上での方向性となる基本目標を、次のとおりとします。

基本目標 1 誰もが利用しやすい地域福祉の仕組みづくり

地域において福祉サービスや支援を必要とする人が、必要とする多様なサービスを総合的に利用できるよう、利用者のニーズに応じた情報が得やすい環境づくりを推進するとともに、総合的な相談体制の充実を図ります。

また、民生委員・児童委員などの地域福祉活動を行う様々な団体の個々の活動を支援・促進し、地域で支え合う力の活性化を図ります。

さらに、成年後見制度などの権利擁護の推進、近年本市でも増加している生活困窮者への自立支援に取り組みます。

施策の方向性

1. 誰もが相談しやすい体制・情報提供の充実

- (1) 相談窓口・相談体制の充実
- (2) 福祉に関する情報提供の充実

2. 地域福祉のニーズキャッチの充実

- (1) 地域における福祉活動を通じたニーズキャッチ
- (2) 民生委員・児童委員と連携したニーズキャッチ

3. 福祉サービスの充実と権利擁護の推進

- (1) 日常生活を支援する地域における福祉活動の充実
- (2) 支援が必要な人への福祉サービスの充実
- (3) 権利擁護などの推進体制の充実
- (4) 地域包括ケアシステム※の構築の推進

※地域包括ケアシステム：この計画における地域包括ケアシステムとは、高齢者であっても、障害者であっても、子どもでも、すべての人が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、医療、介護予防などの生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。

基本目標2 誰もが暮らしやすい生活環境づくり

すべての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障害がある人もない人も、また、子どもや高齢者、外国人など、誰もが安全に生活できる環境づくりを目指します。

また、地域の支え合う力をより一層高めるために、身近な地域単位で、市民や関係団体が連携し、地域の課題を解決するためのネットワークづくりや活動の拠点づくりが必要です。このため、公民館・集会所、学校などの様々な施設・社会資源を、地域福祉活動の拠点として活用できるよう、利用しやすい仕組みづくりを推進します。

さらに、地域住民や消防・警察などの関係機関と連携して、子どもや高齢者、障害者などの要支援者を犯罪や災害から守るため、地域ぐるみでの取り組みを推進していきます。

施策の方向性

1. 生活環境の充実

- (1) 日常生活における移動手段の充実
- (2) 安心・安全のための生活環境の充実

2. 防災・防犯体制の充実

- (1) 地域における防災体制の充実
- (2) 地域で取り組む防犯活動の充実
- (3) 災害時における避難行動要支援者への支援体制の充実

3. 地域での居場所づくり、活躍の場づくり

- (1) 地域での居場所づくり
- (2) 地域での活躍の場づくり

4. 地域における見守り体制の充実

- (1) 子どもの見守り活動の充実
- (2) 支援が必要な人への見守り活動の充実
- (3) 支援が必要な人の情報収集・活用の充実

基本目標3 みんなで支え合う、意識づくり、人づくり、つながりづくり

誰もが安らげる福祉のまちづくりの基本は、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりです。

市民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、学校や地域の中で福祉教育や人権教育を充実し、心のバリアフリー※を推進します。

また、地域社会において、市民同士のつながりの変化や高齢化、過疎化など、地域の機能低下が懸念されています。地域の人々がお互いに助け合い、支え合う社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となります。

このため、地域の交流活動や交流の場づくり、福祉活動を担う人材の育成を充実し、身近な課題に気がつける地域社会を目指すための地域福祉活動を推進します。

施策の方向性

1. お互いを理解し、尊重し合える環境づくり

- (1) 障害者への理解の促進
- (2) 高齢者・子育て世代などへの理解の促進

2. 地域福祉活動の担い手の育成

- (1) 地域活動・ボランティア活動への支援の充実
- (2) 地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成

3. 地域でのつながりづくり

- (1) 地域での交流促進
- (2) 自治会加入率の向上と自治会活動・コミュニティ活動の活性化

※バリアフリー：障壁（バリア）となるものを取り除き（フリー）、生活しやすくするという意味で用いられていたが、現在はより広い意味で使われている。物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的なものなどのバリアにも用いられ、高齢者や障害者のみならず、すべての人が日常生活をするうえで障壁を取り除こうという考え方。

4. 計画の体系

【計画の基本理念】

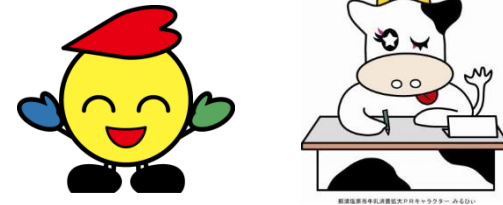
ともに助け合い 支え合い 心豊かに安心して暮らせる那須塩原市をめざして

【アンケート調査や地域座談会などからの地域福祉に関する課題】

【課題 1】総合相談・支援体制の確立の必要性

- 支援を必要とする地域住民のニーズは多岐にわたっています。
- 地域と一体になった総合的な相談支援体制を確立する必要があります。

■相談窓口



【課題 2】誰もが安心・安全に生活できる地域づくりの必要性

- コミュニティ機能の低下や、交通手段の確保といった課題についても検討が必要になっています。
- 地域福祉の考えを取り入れた防災力の強化が重要になります。
- 地域の見守り活動を中心とした、住民が主体となる防犯対策が必要になっています。
- 高齢者、障害者、子育て中の親などを対象とした地域の交流の場づくりが大きな課題となっています。

■地域座談会



【課題 3】地域福祉を進める意識づくりや人づくりの必要性

- 福祉の機運を醸成するため、講演会、研修会、広報記事などにより、周知、啓発を行うとともに、地域の教育機関や福祉団体などが連携して福祉教育を推進することが必要です。
- 多彩な地域福祉活動を支えるボランティアや市民活動を担う人材の確保を図ることが重要です。
- ボランティア活動に関する相談や援助などを行うボランティアセンターの機能を強化し、その役割を果たしていくことが求められています。

■福祉教育



【基本目標】

誰もが利用しやすい
地域福祉の仕組みづくり

誰もが暮らしやすい生活環境づくり

みんなで支え合う、意識づくり、人づくり、つながりづくり

【施策の方向性と今後の取組】



1. 誰もが相談しやすい体制・情報提供の充実 【P31】
 - (1) 相談窓口・相談体制の充実
 - (2) 福祉に関する情報提供の充実
2. 地域福祉のニーズキャッチの充実 【P33】
 - (1) 地域における福祉活動を通じたニーズキャッチ
 - (2) 民生委員・児童委員と連携したニーズキャッチ
3. 福祉サービスの充実と権利擁護の推進 【P35】
 - (1) 日常生活を支援する地域における福祉活動の充実
 - (2) 支援が必要な人への福祉サービスの充実
 - (3) 権利擁護などの推進体制の充実
 - (4) 地域包括ケアシステムの構築の推進

1. 生活環境の充実 【P38】
 - (1) 日常生活における移動手段の充実
 - (2) 安心・安全のための生活環境の充実
2. 防災・防犯体制の充実 【P40】
 - (1) 地域における防災体制の充実
 - (2) 地域で取り組む防犯活動の充実
 - (3) 災害時における避難行動要支援者への支援体制の充実
3. 地域での居場所づくり、活躍の場づくり 【P42】
 - (1) 地域での居場所づくり
 - (2) 地域での活躍の場づくり
4. 地域における見守り体制の充実 【P44】
 - (1) 子どもの見守り活動の充実
 - (2) 支援が必要な人への住民の見守り活動の充実
 - (3) 支援が必要な人の情報収集・活用の充実

1. お互いを理解し、尊重し合える環境づくり 【P46】
 - (1) 障害者への理解の促進
 - (2) 高齢者・子育て世代などへの理解の促進
2. 地域福祉活動の担い手の育成 【P48】
 - (1) 地域活動・ボランティア活動への支援の充実
 - (2) 地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成
3. 地域でのつながりづくり 【P50】
 - (1) 地域での交流促進
 - (2) 自治会加入率の向上と自治会活動・コミュニティ活動の活性化

第4章

施策の内容

基本目標 1

誰もが利用しやすい地域福祉の仕組みづくり

第4章 施策の内容

基本目標1 誰もが利用しやすい地域福祉の仕組みづくり

施策の方向性1. 誰もが相談しやすい体制・情報提供の充実

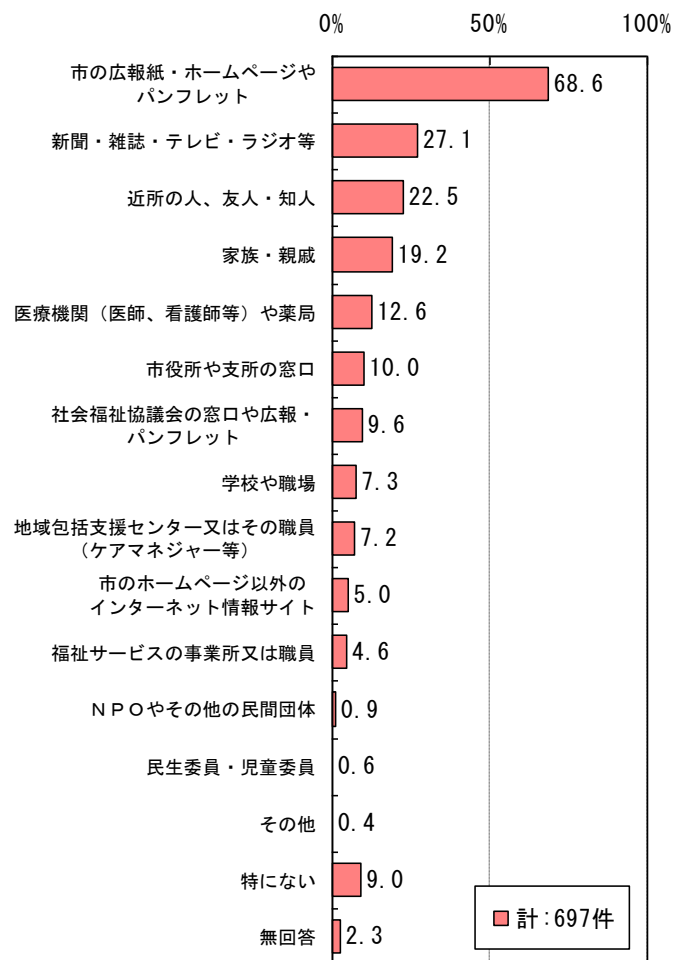
現状と課題

●アンケートでは・・・

保健・福祉サービス情報の入手先については、「市の広報紙・ホームページやパンフレット」が最も多く68.6%の方が回答しており、以下「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等」（27.1%）、「近所の人、友人・知人」（22.5%）、「家族・親戚」（19.2%）と続きます。

●地域座談会では・・・

- ・健康や福祉についてどこへ相談してよいのかわからない。
- ・福祉サービスや福祉施設の情報が入ってこない。
- ・アパートに住んでいる高齢者は地域の情報が得られず家に閉じこもりがち。



- 困ったときに気軽に相談でき、必要なときに適切なサービスが利用できるよう、利用者本位のサービスの確保が求められています。また、行政、市民、関係団体などが共に考え、共に行動することが大切です。
- 複合的な支援が必要な高齢者、障害者、子どもなどすべての市民が、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域に密着した包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進する必要があります。

	今後の取組	
--	-------	--

(1) 相談窓口・相談体制の充実

行政	○総合的な相談窓口のあり方を検討し、総合窓口の設置を目指します。 ○公設公民館を活用した、相談窓口の設置を検討します。 ○相談体制を総合的に検討・調整する会議の設置を検討します。 ○わかりやすい相談窓口の設置と、周知に努めます。
市民や 関係団体	○地域の中で困っている人がいたときには、各種相談窓口に相談するよう勧めます。 ○市や社協の広報紙やホームページなどで相談窓口を確認します。 ○地域包括支援センターなどの専門機関や民生委員・児童委員の業務を理解し、連絡先を地域で共有します。
社会福祉 協議会	○社協だよりやホームページなどを通して市民に各種相談窓口の情報を周知します。 ○行政、専門機関、地域住民などと連携を図り、相談支援のネットワークを強化します。 ○窓口に専門的な資格を持った職員を配置し、また、研修などを通して職員一人ひとりのスキルアップを図り、質の高い相談支援体制づくりに努めます。

(2) 福祉に関する情報提供の充実

行政	○福祉関連NPO法人、福祉事業者、福祉協力店*などと連携し、情報提供を行います。 ○個人情報の保護に配慮しつつ、地域と連携する仕組みを検討します。
市民や 関係団体	○地域ごとで広報紙の作成などによる情報提供の仕組みづくりを検討します。 ○回覧板や広報紙などをみる習慣を身につけます。 ○地域の中で福祉に関する情報を共有するように努めます。
社会福祉 協議会	○社協だよりやホームページなどの内容の充実に努め、また、福祉協力店などを活用し、地域住民へ福祉サービスなどの情報を提供します。 ○地域ごとの広報紙の作成などによる情報提供の仕組みづくりの支援の方法について検討します。

※福祉協力店：地域福祉活動への意欲があり、ボランティア活動にも積極的に取り組んでおり、「社協だより、ボランティア情報紙の設置」、「募金箱の設置」、「ポスターの掲示」など地域福祉の推進に協力している地域の商店や企業。将来的には、地域での見守り活動や買い物支援などへの協力が期待されます。

施策の方向性2. 地域福祉のニーズキャッチの充実

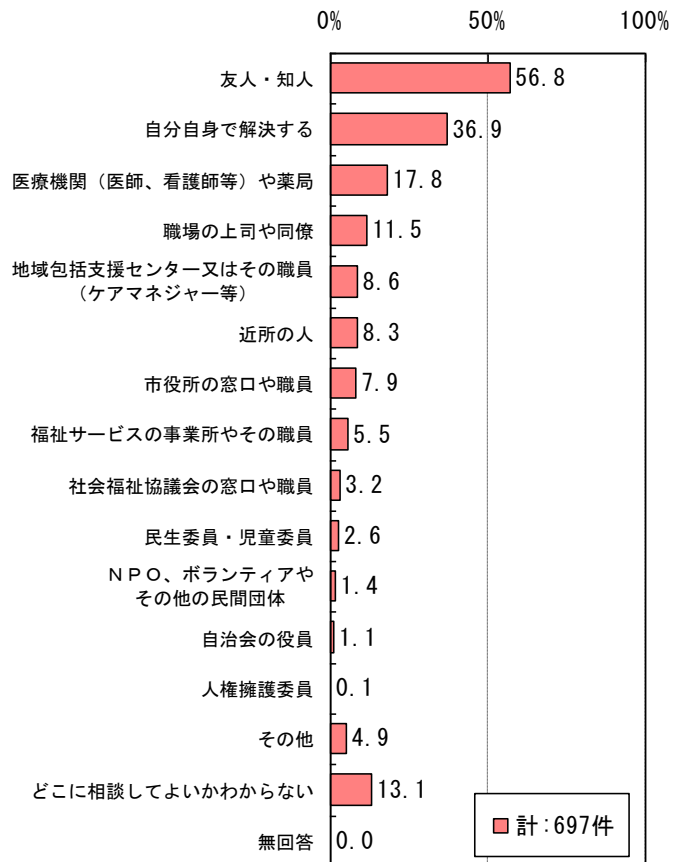
現状と課題

● アンケートでは・・・

悩みや不安の相談先については、「友人・知人」が最も多く 56.8%の方が回答しており、次いで「自分自身で解決する」(36.9%)、「医療機関（医師、看護師等）や薬局」(17.8%)、「職場の上司や同僚」(11.5%)となっています。

● 地域座談会では・・・

- ・個人情報の問題で支援を必要とする人の情報が入ってこない。
- ・地域包括支援センターを知らない人が多い。
- ・住んでいる地域の民生委員がわからない。



- 必要とする福祉サービスが行き届くようにするために、利用者の生活課題や福祉ニーズを把握し、適切なケアマネジメントを行った上で、行政・福祉サービス事業者のみならず、地域のボランティアや福祉関連NPOなどが提供する多様なサービスを必要に応じて組み合わせ対応していくことが必要です。

- 社会や地域からの孤立、サービスや支援の拒絶、引きこもりなどの見えにくい生活課題が広がる中で、地域に出向き住民と協働して様々な生活課題を発見し、それらの支援と支援のネットワークづくりを行う福祉の専門職として、民生委員・児童委員との連携を図り、市民と専門職、関係機関の協働による支援や問題解決を図る仕組みが必要です。

行政

- 地域における、子ども、高齢者、避難行動要支援者などの見守り活動などを通じたニーズをキャッチする仕組みづくりを推進します。
- 積極的に地域へ出向いて、ニーズをキャッチする仕組みを検討します(アウトリーチ※)。
- 福祉関連NPO法人、福祉事業者、福祉協力店などと連携し、ニーズのキャッチに努めます。

市民や
関係団体

- 地域見守り活動や、地域ケア会議などを通じて、課題やニーズをキャッチします。
- 地域の中で支援が必要な人の情報を共有する方法について検討します。
- 日頃からの見守りや、日頃の生活の中で認知症、生活困窮、孤立などから生じる異変や虐待に気づいた際には、行政、民生委員・児童委員、社協、地域包括支援センターなどに連絡します。

社会福祉
協議会

- 職員が積極的に地域に出向き、支援が必要な人の情報をキャッチするよう努めます（アウトリーチ）。
- 社協が行う高齢者、障害者、生活困窮者などに対する事業を展開する中で、支援が必要な人の早期発見に努めます。
- 各種福祉団体との連携の中で、支援が必要な人の早期発見に努めます。
- 地域の中で支援が必要な人の情報が共有できるような仕組みづくりのを支援の方法について検討します。
- 日頃からの見守り活動を通じて生活の中で異変に気づいた際に専門機関などに連絡するような体制づくりを支援します。

行政

○民生委員・児童委員と自治会などが連携協力し、地域における福祉ニーズをキャッチする仕組みづくりを推進します。

市民や
関係団体

○日頃から民生委員・児童委員の業務を理解し、自分の住んでいる地域で支援を必要としている人を担当している民生委員・児童委員を把握します。

○民生委員・児童委員と地域住民が連携し、地域のニーズをキャッチする仕組みづくりに協力します。

社会福祉
協議会

- 民生委員・児童委員と情報の共有や連携を強化し、ニーズのキャッチに努めます。
- 民生委員・児童委員と地域住民が連携し、地域のニーズをキャッチする仕組みづくりを支援します。

- 34 -

施策の方向性3. 福祉サービスの充実と権利擁護の推進

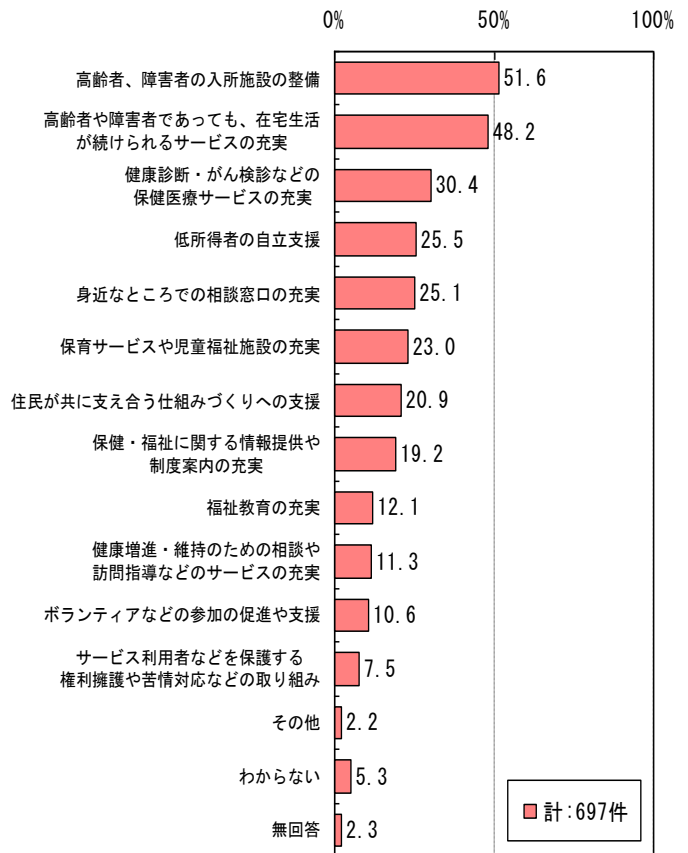
現状と課題

● アンケートでは・・・

市が優先して取り組むべき施策については、全体的に回答は分散しています。その中で「高齢者、障害者の入所施設の整備」が最も多く51.6%の方が回答しており、次いで「高齢者や障害者であっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」(48.2%)となっています。

● 地域座談会では・・・

- ・日用品の買い物や日常生活の支援が必要。
- ・認知症への理解がない。
- ・障害者に対してやさしいまちづくりをしていない、意識していない。



- 認知症の人や障害のある人の中には、判断能力が十分でないために財産の管理や日常生活で生じる契約などの行為を行うときに、不利益を受ける人もいます。今後は、さらに財産管理や日常生活における援助などに関する支援や相談の増加が予想されることから、権利擁護事業などに関して周知を図り、支援していくことが重要です。
- 高齢者、障害者、子どもなどの虐待やDVの予防、早期発見、早期対応を図るため、広報啓発事業や関係機関との連携推進など、体制整備が必要です。
- 平成25年に生活困窮者自立支援法が成立し、生活保護受給に至る前の支援の強化や生活困窮家庭の子どもが引き続き生活困窮に陥らないような支援を行うことが求められています。

行政	○地域課題の解決のための体制づくりを推進します。 ○ごみ出し、買い物、通院などのボランティアの仕組みづくりを推進します。
市民や 関係団体	○定期的に地域課題の解決に向けて話し合う場を設け、市や社協などと連携して問題解決に努めます。 ○自分のできる範囲で、地域の中で支援が必要な人に対する見守り活動を行います。 ○ごみ出し、買い物、通院などの生活支援に関わるボランティアの仕組みづくりを検討します。 ○福祉施設の中にある空きスペースなどを地域の居場所として活用できるよう検討します。 ○自分のできる範囲で、ボランティア活動などに主体的に参加します。
社会福祉 協議会	○地域の中で定期的に地域課題の解決に向けて話し合う場づくりの支援の方法について検討します。 ○地域の中で支援が必要な人に対する見守り活動や生活支援に関わるボランティアの仕組みづくりの支援の方法について検討します。 ○福祉施設の中にある空きスペースなどを地域の居場所として活用できるよう支援の方法について検討します。

行政	○障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、地域生活支援事業の充実を図ります。 ○認知症の人への支援の充実を図ります。 ○スクールソーシャルワーカーを活用し、学校における諸問題を解決する仕組みの充実を図ります。 ○ニーズキャッチで得た情報を活用し、ニーズに応じた福祉サービスの提供に努めます。 ○一時的に子どもを預けられる場の充実に努めます。 ○子育て中の親の孤立を防ぐ仕組みづくりを検討します。 ○地域における引きこもりや社会的な孤立を防止する仕組みを検討します。 ○個別計画を通じて、福祉サービスを提供する民間事業者の育成に努めます。 ○生活困窮者への支援体制の充実を図ります。
市民や 関係団体	○子育て中の親、高齢者、障害者などの孤立を防ぐための仕組みづくりを検討します。
社会福祉 協議会	○地域の中で子育て中の親、高齢者、障害者などの孤立を防ぐ仕組みづくりの支援の方法について検討します。 ○生活困窮者や引きこもりの人・制度の狭間にいる人などへの支援の充実を図ります。 ○ニーズキャッチで得た情報を活用し、市民や関係団体の活動に対する支援の方法について検討します。

(3) 権利擁護などの推進体制の充実

行政	○DV被害者、虐待被害者などへのサポート体制の充実を図ります。 ○成年後見制度の活用及び体制の充実を図ります。
市民や 関係団体	○日頃の生活の中で認知症、生活困窮、孤立などから生じる異変や虐待に気づいた際には、行政、民生委員・児童委員、社協、地域包括支援センターなどに連絡します。 ○権利擁護に関する講演会などに参加し、制度への理解を深めます。
社会福祉 協議会	○社協が行う高齢者・障害者・生活困窮者などに対する事業を展開する中で、NPO法人などの関係機関と連携を図りながら支援が必要な人の権利擁護に努めます。 ○認知症や知的障害があり、日常生活に不安を抱える人などに対し、「あすてらす(日常生活自立支援事業)」での支援の充実を図ります。 ○権利擁護に関する住民向けの講演会などへ参加できるよう支援の方法について検討します。 ○行政と連携し、成年後見制度の活用及び体制づくりに努めます。

(4) 地域包括ケアシステムの構築の推進

行政	○市民・関係団体などと連携し、総合的な相談・支援体制の確立を目指す、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
市民や 関係団体	○地域住民助け合い事業などを通じて、地域での問題の把握や解決方法の検討などに努めます。 ○地域ケア会議などの充実にも努め、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
社会福祉 協議会	○行政・市民・関係団体と連携し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。



基本目標2

誰もが暮らしやすい生活環境づくり

基本目標2 誰もが暮らしやすい生活環境づくり

施策の方向性1. 生活環境の充実

現状と課題

- 那須塩原市では市営バスとして「ゆーバス」と「予約ワゴンバス」を運行しています。
- 地域座談会では・・・
 - ・ 買い物や通院の際の移動手段が無く、困っている人がいる。
 - ・ ゆーバスのルートや運行内容を見直して欲しい。
 - ・ 通学路の安全、整備が不十分であったり、交通量が多く事故などが不安。



- 快適な移動手段確保のために、行政・運行事業者・市民の役割分担を検討し、地域の実情を踏まえ、利用ニーズにあった公共交通体系となるよう引き続き検討を行う必要があります。
- ユニバーサルデザイン※に基づくまちづくりを進めるとともに、段差解消や手すりの設置などによるバリアフリーなど、高齢者や障害者などにやさしい居住環境の整備に努めてきましたが、今後も、多くの市民が利用する公共施設や道路などのバリアフリー化を推進する必要があります。

※ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の違いを問わず、すべての人が使いやすいという発想によって作られる物や考え方。

今後の取組

(1) 日常生活における移動手段の充実

行政	○ゆーバス、予約ワゴンバスなどの公共交通システムの現状を検証し、利便性の向上を図ります。 ○日常生活上の移動に関する支援体制の検討、充実を図ります。
市民や 関係団体	○自治会やコミュニティ単位で公共交通の効果的な利用方法などについて検討します。 ○移動が困難な人の送迎、買い物や通院の支援を検討します。
社会福祉 協議会	○市や地域住民と連携し、自治会やコミュニティ単位で公共交通の効果的な利用方法などを検討する場づくりの支援の方法について検討します。 ○地域の中で移動が困難な人の送迎や買い物、通院などの支援を行う住民主体の活動の支援の方法について検討します。

(2) 安心・安全のための生活環境の充実

行政	○公共施設のバリアフリー化の推進を図ります。 ○安全のため、道路・交通施設の整備を推進します。 ○道路管理者、警察、学校、PTAなどが連携し、通学路の安全対策を推進します。 ○空き家、空き地の所有者に対して適切な管理を促します。
市民や 関係団体	○市の補助制度を活用した、自治公民館のバリアフリー化を検討します。 ○交通ルールの遵守やマナーの向上に努めます。 ○普段から近所同士で声をかけ合い、支援が必要な世帯への気配りを行います。 ○草刈りや除草活動を通じ、通学路の環境保全に努めます。
社会福祉 協議会	○行政と連携を図りながら地域の中でのバリアフリー化を推進します。 ○地域住民の安心・安全に向けた活動を支援します。



施策の方向性2. 防災・防犯体制の充実

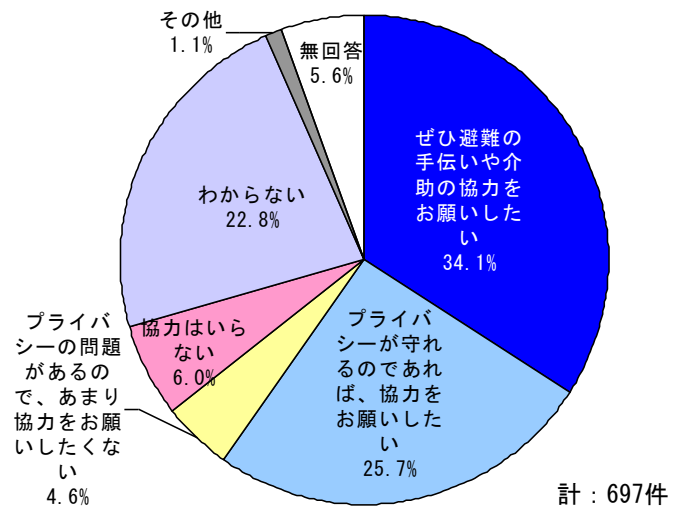
現状と課題

● アンケートでは・・・

いざという時のために、近所の人に手伝い等をお願いしておくことについては、「ぜひ避難の手伝いや介助の協力をお願いしたい」が最も多く34.1%を占め、次いで「プライバシーを守れるのであれば、協力をお願いしたい」(25.7%)、「わからない」(22.8%)となっています。

● 地域座談会では・・・

- ・子どもたちへの見守りができていない。
- ・防災・防犯に対しての意識が希薄。
- ・防災・防犯についての的確な情報・知識が不十分。
- ・災害時に対応できるような地域づくりを進めてほしい。



- 災害時の支援活動を円滑に進めるためには、平常時における備えの充実を図っていくことが求められています。
- 避難行動要支援者名簿の登録について周知徹底を図るとともに、この制度への登録を広く呼びかける取り組みが必要です。
- 多様化する犯罪に対応するためには、警察力による防犯対策と共に、私たちの日常生活の中で、日頃からの付き合いなどを通じ、地域の連帯に基づく防犯力を高めておくことが大切です。



今後の取組

(1) 地域における防災体制の充実

行政	○地域の防災リーダーの養成・育成の充実に努めます。 ○自主防災組織の結成や活動を支援します。 ○地域での防災のための情報の集め方、情報の共有と活用のためのルールづくりをします。
市民や 関係団体	○普段から近隣と交流を持ち、災害時には支援を必要としている人の手助けができるような体制づくりに努めます。 ○自主防災組織へ全戸参加できるように努めます。 ○定期的な防災訓練の実施に努めます。 ○防災のための情報の共有や活用方法などについてのルールづくりをします。
社会福祉 協議会	○地域の中で地域住民が普段から近隣と交流を持ち、災害時には支援を必要としている人の手助けができるような体制づくりの支援の方法について検討します。 ○地域住民が行う自主防災組織や防災訓練などの活動に対する支援の方法について検討します。 ○地域の中での防災情報の共有や活用方法などのルールづくりの支援の方法について検討します。 ○災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営を行い、ボランティア活動を支援します。

(2) 地域で取り組む防犯活動の充実

行政	○スクールガードの組織の充実を図り、子どもを犯罪から守ります。 ○自主防犯組織の結成や活動を支援します。 ○悪徳商法などの消費者トラブルに遭いやすい高齢者などを被害から守るため、関係機関や団体と連携し地域や家庭の見守り力の向上を推進します。
市民や 関係団体	○近所同士で日頃から声かけや目配りをし、不審者の出入りに注意します。 ○地域ごとに防犯パトロールの仕組みづくりを検討します。 ○スクールガードの組織の充実を図り、子どもを犯罪から守ります。 ○周囲に消費者トラブルの被害が疑われる人がいる場合には、消費生活センターなどの相談機関へつなぎ、被害の未然防止・早期発見・拡大防止を図ります。
社会福祉 協議会	○地域におけるスクールガードや防犯パトロールの仕組みづくりの支援の方法について検討します。

(3) 災害時における避難行動要支援者への支援体制の充実

行政	○自主防災組織や地域見守り組織と連携し、見守り体制を充実します。 ○避難行動要支援者の個別支援計画の作成を推進します。
市民や 関係団体	○各地域の状況に応じた自主防災組織や見守り体制の充実に努めます。 ○災害時の情報収集、要支援者の把握、避難誘導などについて検討します。
社会福祉 協議会	○各地域の状況に応じた自主防災組織や見守りの体制づくりの支援の方法について検討します。 ○地域における災害時の情報収集、要支援者の把握、避難誘導などについて支援します。

施策の方向性3. 地域での居場所づくり、活躍の場づくり

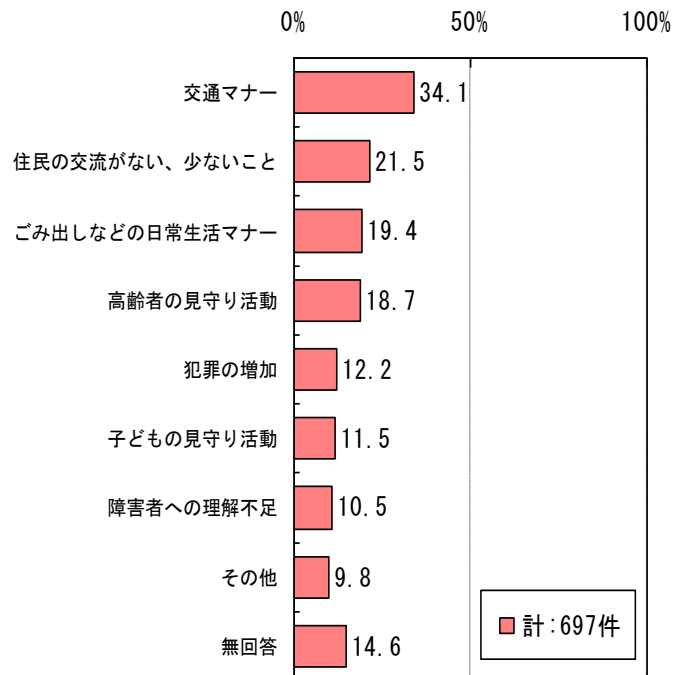
現状と課題

● アンケートでは・・・

地域の課題や不満、不足していることについては、「交通マナー」で34.1%が最も多く、以下「住民の交流がない、少ないこと」（21.5%）、「ごみ出しなどの日常生活マナー」（19.4%）、「高齢者の見守り活動」（18.7%）と続きます。

● 地域座談会では・・・

- ・ 高齢者の居場所づくりが必要。
- ・ 高齢者の活躍の場が欲しい。
- ・ 高齢者が集まれる場がない。



- 地域の生活課題を発見するためには、お互いに顔の見える環境づくりが必要です。近所とのあいさつや声かけを積極的に行い、自治会の活動や子ども会などの活動を通じて、身近な地域において多くの人と交流することが大切です。
- 子どもから高齢者までが地域においてコミュニケーションが図られ、生き生きと活動できるような場を作っていくことが求められます。
- 市では、地域の団体などと連携した各種サロンの実施により交流機会の支援を行ってきました。今後は若い世代を含め、より多くの人に参加しやすく、また、より地域に密着し、地域の実情に応じた交流機会の創出が必要です。



今後の取組

(1) 地域での居場所づくり

行政	○子どもの遊び場となる公園などの適切な管理、整備を図ります。 ○放課後児童クラブ、子育てサロン、生きがいサロンの充実・活性化を図ります。 ○子どもや高齢者などの地域での居場所づくりを行っている任意団体への支援策を検討します。 ○福祉活動の場としての空き家の活用を検討します。
市民や 関係団体	○子育てについて気軽に話し合える場づくりを検討し、できることから行います。 ○放課後や休日など一人にいる子どもなどが集まることができる場所づくりを検討し、できることから行います。 ○子育てサロンなどの開設に向けて検討します。 ○高齢者が集まることができる場所づくりを検討し、できることから行います。 ○空き家を福祉活動の場として活用できるよう検討します。
社会福祉 協議会	○地域の中で子どもや高齢者の居場所づくりを支援します。 ○地域の中で空き家を福祉活動の場として活用できるよう支援の方法について検討します。

(2) 地域での活躍の場づくり

行政	○ボランティア活動などを通じて、地域における子どもの活動の場を増やします。 ○スクールガードや見守り活動など、地域における高齢者の活躍の場を増やします。 ○障害者の働ける場の確保に努めます。
市民や 関係団体	○高齢者が地域の中で活躍できる場づくりについて検討します。 ○高齢者の知恵や力を出すことのできる機会づくりについて検討します。 ○子どもや若者が地域の中で活躍できる場づくりについて検討します。
社会福祉 協議会	○高齢者が地域の中においてボランティア活動などで活躍できる場づくりの支援の方法について検討します。 ○地域の中で高齢者の知恵や力を出すことのできる機会づくりの支援の方法について検討します。 ○子どもや若者が地域の中で活躍できる場づくりの支援の方法について検討します。

施策の方向性4. 地域における見守り体制の充実

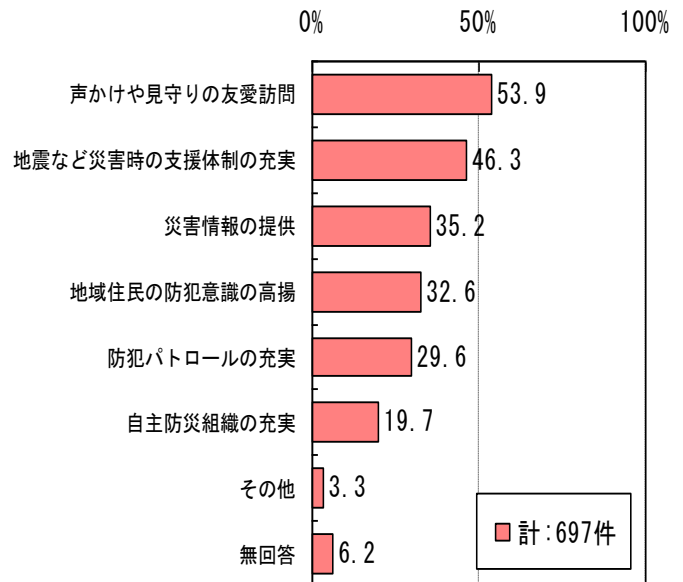
現状と課題

● アンケートでは・・・

充実する必要があると思う地域活動については、「声かけや見守りの友愛訪問※」が最も多く53.9%を示し、以下、「地震など災害時の支援体制の充実」(46.3%)、「災害情報の提供」(35.2%)、「地域住民の防犯意識の高揚」(32.6%)、「防犯パトロール」(29.6%)と続きます。

● 地域座談会では・・・

- ・急速に高齢化が進む中、見守り体制ができていない。
- ・地域のつながりの希薄化。
- ・コミュニケーションが取れなくて地域になじめない世帯がいる。



- 昔ながらの付き合いやつながりがあった地域社会の変化に伴い、隣近所の動向がわからず、新たな関係づくりが必要となっています。
- 地域の中で誰もが安心して暮らせるよう、単身世帯の急病などの異常を察知したり、犯罪や事故を未然に防げるよう、見守りやパトロールを普段から行う地域ぐるみの見守り・防犯体制づくりが大切です。
- 地域ぐるみで情報を共有し、助け合い・支え合いの精神を発揮する中で、地域の安全を守る対策を検討する必要があります。

※友愛訪問：見守りが必要な一人暮らしの高齢者などが住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、定期的に地域のボランティアなどが訪問し、安否確認や孤独感の解消を図ること。

今後の取組

(1) 子どもの見守り活動の充実

行政	○スクールガードなどの見守り活動の充実を図ります。
市民や 関係団体	○地域の中でスクールガードなどを行います。 ○子どもが地域で安心して遊ぶことができるよう見守りをします。 ○積極的に子どもたちとあいさつを交わします。
社会福祉 協議会	○地域の中で子どもに対する見守り活動の体制づくりの支援の方法について検討します。

(2) 支援が必要な人への住民の見守り活動の充実

行政	○全地域での住民主体の見守り活動の実施を目指します。 ○みるメールなどのＩＣＴ※ツールを活用した見守りシステムの構築を検討します。
市民や 関係団体	○自分でできる範囲で地域の中で支援が必要な人に対する見守り活動を行います。
社会福祉 協議会	○地域の中で支援が必要な人に対する見守り活動の体制づくりを支援します。

(3) 支援が必要な人の情報収集・情報活用の充実

行政	○地域での情報の集め方、情報の共有と活用などのルールづくりをします。 ○見守り活動における個人情報の提供・活用ルールの検討を行います。
市民や 関係団体	○地域の中で情報を収集し、情報共有の仕方や活用方法などのルールづくりについて検討します。
社会福祉 協議会	○地域での情報の集め方、情報の共有と活用などのルールづくりの支援の方法について検討します。

※ＩＣＴ：情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。情報通信技術。

基本目標3

みんなで支え合う、意識づくり、
人づくり、つながりづくり

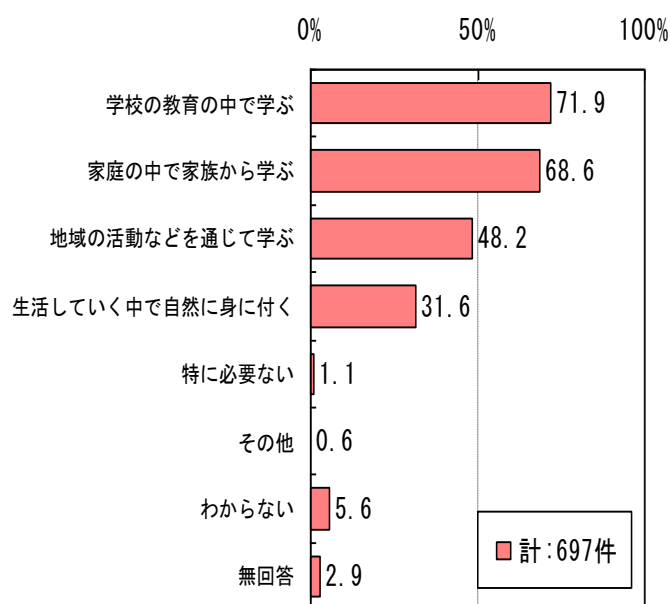
基本目標3 みんなで支え合う、意識づくり、人づくり、つながりづくり

施策の方向性1. お互いを理解し、尊重し合える環境づくり

現状と課題

● アンケートでは・・・

福祉教育についてどのように行うべきかについては、「学校の教育の中で学ぶ」が最も多く71.9%の方が回答しています。次いで「家庭の中で家族から学ぶ」（68.6%）、「地域の活動などを通じて学ぶ」（48.2%）、「生活していく中で自然に身に付く」（31.6%）となっています。「学校の教育の中で学ぶ」については若年層の回答が多くなっています。



● 地域座談会では・・・

- ・ 障害者に対する関心や理解がない。
- ・ 世代間交流がない。
- ・ 若い世代の地域行事の参加が少ない。

● 家族形態の多様化、生活習慣の変化が進む中、地域社会での交流が減ってきており、人と人とのふれあいを通じた思いやりや、いたわりといった互いを思い合う心を育む機会も新たに設ける必要があります。

● みんなが安心して暮らせる地域づくりを推進するためには、地域住民同士で協力し合う地域福祉の意識啓発が必要となっています。

● 地域全体に地域福祉の考え方が浸透し定着するよう、福祉教育や広報・啓発活動に努めることが重要です。

今後の取組

(1) 障害者への理解の促進

行政	○障害者差別解消法の周知に努めます。 ○広報などを活用し、障害者施設での事業をPRします。 ○企業、地域住民への啓発活動を充実します。 ○市民を対象とした講演会を開催し、理解や関心を深めます。 ○地域における障害者の情報共有の方法を検討します。
市民や 関係団体	○障害者と積極的に交流し相互理解を深めます。 ○障害者の情報共有の方法を検討します。 ○障害者が参加しやすい交流会や居場所づくりを検討し、できることから行います。 ○障害者への声かけなどの見守りをします。 ○障害者差別解消法についての理解や関心を深めます。
社会福祉 協議会	○市民を対象とした講演会を開催し、理解や関心を深めます。 ○社協だよりやホームページなどに障害に関する情報を掲載し、地域住民への啓発活動を充実させます。 ○地域の中で障害者との交流会や居場所づくりの支援の方法について検討します。 ○地域の中で障害者の情報共有を行う場づくりの支援の方法について検討します。 ○地域の中で障害者への声かけなどの見守り活動の支援の方法について検討します。 ○地域にある障害者施設と地域住民との交流を推進します。

(2) 高齢者・子育て世代などへの理解の促進

行政	○子育て世代への理解を深めるため、企業への啓発活動を推進します。 ○認知症サポーター養成講座を充実し、認知症に対する理解を促進します。
市民や 関係団体	○高齢者や子育ての問題について話し合える場づくりを検討し、できることから行います。 ○日頃からあいさつを交わしコミュニケーションを図ります。 ○生きがいサロンや老人クラブなどへの参加を呼びかけます。 ○世代間で交流する場づくりを検討し、できることから行います。
社会福祉 協議会	○地域の中で高齢者や子育ての問題について検討する場づくりの支援の方法について検討します。 ○地域の中で高齢者や子育て世代の人が参加できる行事の企画を支援します。 ○地域の中で世代間で交流する場づくりを支援します。

施策の方向性2. 地域福祉活動の担い手の育成

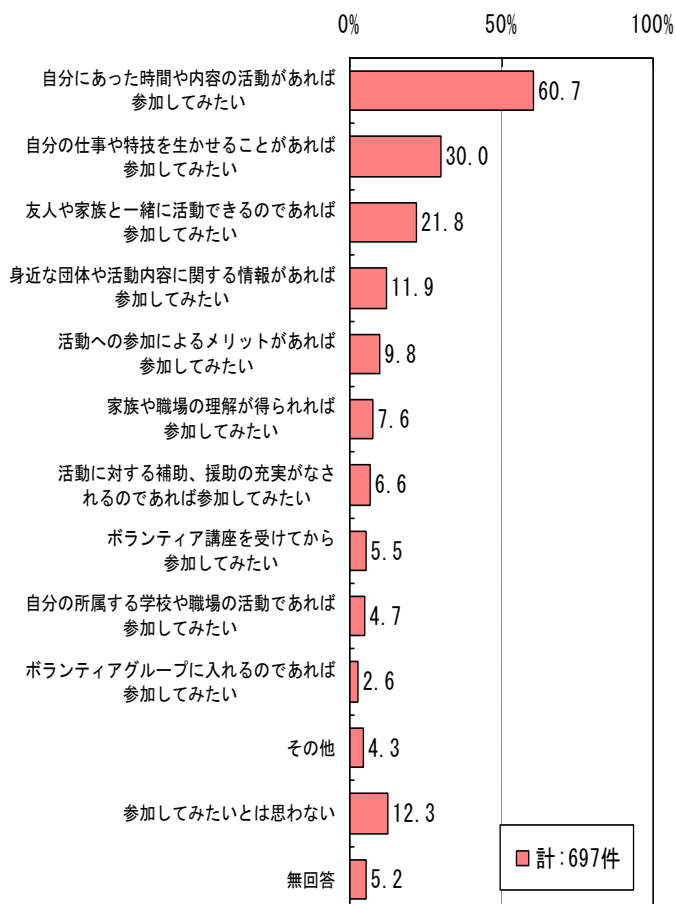
現状と課題

● アンケートでは・・・

ボランティア活動に参加しやすくなる条件については、「自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたい」が最も多く60.7%の方が回答しています。次いで「自分の仕事や特技を活かせることがあれば参加してみたい」(30.0%)、「友人や家族と一緒に活動できるのであれば参加してみたい」(21.8%)となっています。

● 地域座談会では・・・

- ・ ボランティア団体の新規加入者がいない。
- ・ 地域住民の福祉活動への参加が少ない。
- ・ ボランティア活動への補助制度の周知がされていない。



- 地域での支え合いや助け合いを進めていく「地域福祉」は、自治会といった地域組織だけの取り組みで実現できるものではなく、ボランティア団体やNPO法人などの役割も重要で、みんなで協力して地域福祉を担っていく必要があります。
- ボランティア団体やNPO法人などにおいて指導的役割を果たすリーダーを育てていくことも重要となっています。
- ボランティア活動のきっかけをつくるとともに、担い手の育成や団体の支援を行うことが課題となっています。
- 地域のことや各種団体の活動内容などの情報を発信することにより、地域活動やボランティアへの関心を高め、市民の参加を促すことが必要です。

今後の取組

(1) 地域活動・ボランティア活動への支援の充実

行政	○自主防災組織や地域見守り活動への支援を充実します。 ○ボランティアポイント制度の拡充や有償ボランティアの仕組みづくりの検討を進めます。
市民や 関係団体	○自分の関心のあるボランティアに関する講座などに参加するよう努めます。 ○自分ができることや地域住民ができることについて検討します。 ○地域の行事や地域活動に関心を持ち、参加するよう努めます。
社会福祉 協議会	○社協だより、ボランティアセンター情報紙、ホームページなどを活用し、地域活動やボランティア活動をPRします。 ○地域活動やボランティア活動の充実を図ります。 ○ボランティア同士での意見交換の場を設けます。 ○学生や大人を対象とした福祉教育の充実を図ります。 ○ボランティアセンター運営体制の強化を検討します。 ○ボランティアに関する講座などを開催します。 ○ボランティア活動への経済的な支援を継続します。

(2) 地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成

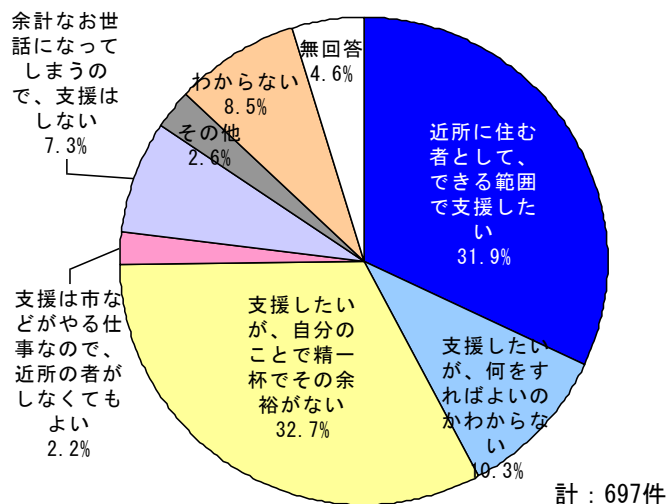
行政	○若者による地域づくりへの参画を推進します。 ○リーダーを養成するための市民講座を充実します。 ○福祉事業の人材確保のための仕組みづくりを検討します。 ○ボランティアを体験する場を提供する仕組みを検討します。 ○ボランティア情報を提供する仕組みを充実します。
市民や 関係団体	○若者による地域づくり座談会へ参加するよう努めます。 ○リーダーを養成するための市民講座などに参加するよう努めます。
社会福祉 協議会	○若者による地域づくり座談会の開催に向けた支援の方法を検討します。 ○リーダーを養成するための市民講座などを開催します。 ○ボランティアを体験する場の提供を充実させます。

施策の方向性3. 地域でのつながりづくり

現状と課題

●アンケートでは・・・

支援を必要としている人への支援についての考えについては、「支援したいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」（32.7%）と「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」（31.9%）とで回答を2分しています。その他「支援したいが、何をすればよいかわからない」（10.3%）が続きます。



●地域座談会では・・・

- ・自治会未加入者や退会する人が多い。
- ・自治会役員などの担い手が少ない。
- ・地域行事に興味関心のない人が多い。
- ・新住民と交流する機会がない、付き合いがない。

- 地域福祉を推進するためには、基盤となる地域ごとの組織づくりや人材の確保、それらを含む地域資源のネットワーク化が不可欠となります。
- 本市では、民生委員・児童委員が社会奉仕の精神を持って、高齢者、障害者、子育て家庭など支援が必要な人への訪問や情報提供、相談活動などに精力的に取り組んでいます。福祉ニーズの増大・多様化や情報把握の困難性などからその活動にも限界があります。
- 地域住民の一人ひとりが、自ら行動を起こす意思や意欲の喚起とともに、気持ちを行動へとつなげていくためにも、気軽に集い、情報交換や日常的な交流を図ることが重要だと考えられます。
- 自治会や各種団体の相互連携を図り、地域の連帯意識やコミュニティ意識の高揚が重要です。また、自主的なコミュニティ活動を担う組織によるまちづくり、地域づくりへの積極的な支援により、地域コミュニティ機能を高める必要があります。

今後の取組

(1) 地域での交流促進

行政	○地域での交流を促進する制度や支援の在り方を検討します。 ○学校だよりや各学校のホームページなどを有効活用しながら情報発信し、地域との交流を推進します。 ○公民館を核として、学校と地域の連携・協働を強化する、「地域学校協働本部推進事業」を進めます。
市民や 関係団体	○気軽に誰でも参加できる行事を企画し、参加を呼びかけます。 ○世代を超えて集まることができる場づくりを検討し、世代間交流に努めます。 ○障害者などと地域住民が気軽に交流できる場づくりを検討し、できることから行います。 ○学校や福祉事業者などとの交流を図るよう努めます。
社会福祉 協議会	○地域の中で気軽に誰でも参加できる行事の企画を支援します。 ○世代を超えて集まれる場づくりを支援します。 ○障害者などと地域住民が気軽に交流できる場づくりの支援の方法について検討します。 ○地域住民と学校や福祉事業者などとの交流を推進します。

(2) 自治会加入率の向上と自治会活動・コミュニティ活動の活性化

行政	○自治会加入率向上のためのサポートを充実し、自治会活動の活性化につなげます。 ○コミュニティ活動の活性化を促す施策の充実に努めます。
市民や 関係団体	○自治会未加入者へ積極的に声をかけ、地域のつながりを深めるよう努めます。 ○様々な世代が自治会運営に携わることができる仕組みづくりを検討します。
社会福祉 協議会	○地域の中で福祉課題に関して検討する場づくりの支援の方法について検討します。 ○様々な世代が自治会運営に携わることができる仕組みづくりの支援の方法について検討します。



第5章

計画の推進

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 計画の周知

地域福祉は、行政だけでなく、地域活動の主役である市民、関係団体などが互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが重要です。

その前提として、本計画に対する十分な周知、そして理解を得られることが重要であるため、広報紙やホームページなど多様な PR 媒体を活用し、様々な機会を通じて本計画を周知していきます。

(2) 市民、関係団体などの協働による推進体制の整備

すべての市民が住み慣れた地域の中で、生きがいと安心を感じながら、共に支え合うことができる地域福祉の実現を目指すためにも、地域全体で包括的に地域活動を推進していく必要があります。よって、市民や関係団体が、それぞれの主体に応じた活発な活動ができるように、事業者、福祉関連 NPO などと連携し、それぞれの特徴が生かされるよう調整を図りながら「協働」により計画を推進していきます。

(3) 市・社会福祉協議会の連動による推進体制の整備

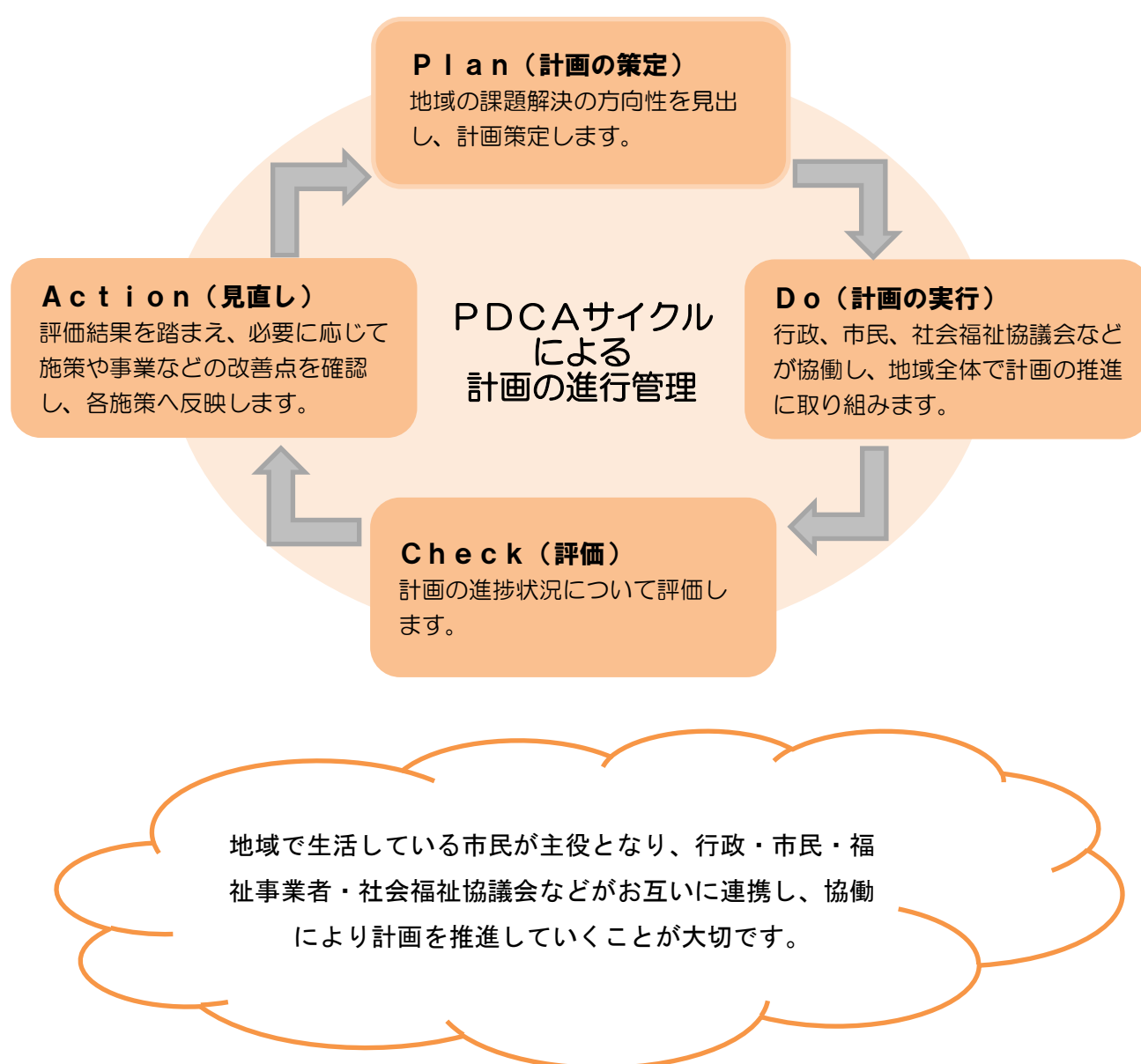
市と社会福祉協議会が連携・協働して、本計画の事業の推進及び進捗管理を行います。また、地域福祉の推進には、福祉分野だけに限らず、保健・医療、教育など、様々な分野との連携が重要になります。そのため、計画の推進においては、庁内の総合的な体制を整備し、関係部局との連携と情報共有に努めます。



2. 計画の進行管理・評価

計画の進行管理は、計画・実行・評価・見直しを繰り返すPDCAサイクルの考えをもとに、計画における各取組の進捗状況について評価し、計画を推進するものとします。また、進捗状況の評価は、策定に携わった関係者で構成する「(仮) 那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」などを組織し行います。

本計画は、計画の進捗状況などの評価結果により、必要に応じて計画の見直しを行います。



策定經過、委員會委員名簿等

策定経過・委員会委員名簿等

1. 策定経過

■市民など意見集約

アンケート調査の実施		
平成27年12月		地域福祉に関する市民アンケート実施
平成27年 2月～3月		市内中学2年生全員を対象とした福祉に関するアンケート実施
平成28年 2月～3月		居宅介護支援事業所（31事業所）に対してのアンケート実施
第1回 地域座談会の実施		
平成27年11月20日		黒磯公民館地区
平成27年11月27日		稲村公民館地区
平成27年12月 8日		西那須野公民館地区
平成27年12月15日		大山公民館地区
平成27年12月22日		三島公民館地区
平成28年 1月13日		ハロープラザ地区
平成28年 1月20日		西公民館地区
平成28年 1月27日		とようら公民館地区
平成28年 2月 1日		狩野公民館地区
平成28年 2月 3日		厚崎公民館地区
平成28年 2月 8日		塩原公民館地区
平成28年 2月10日		南公民館地区
平成28年 2月17日		鍋掛公民館地区
平成28年 2月26日		高林公民館地区
平成28年 2月29日		東那須野公民館地区
第2回 地域座談会の実施		
平成28年 5月30日		黒磯・とようら・鍋掛公民館区
平成28年 6月 1日		稲村・厚崎・東那須野・高林公民館区
平成28年 6月 6日		西那須野・大山・南公民館区
平成28年 6月 8日		三島・西・狩野公民館区
平成28年 6月10日		ハロープラザ・塩原公民館区
パブリックコメントの実施		
平成28年11月1日～11月30日		

■専門職などヒアリング

専門職などヒアリングの実施		
平成28年 3月 1日		社会福祉協議会ケアマネジャー
平成28年 3月11日		地域包括支援センター
平成28年 5月19日		自立支援協議会事業所部会
平成28年 5月27日		社会福祉協議会訪問介護員（ヘルパー）
平成28年 5月30日		公立保育園副園長

■会議などの実施状況

開催時期		実施内容	策定委員会	検討会議 (関係課長)	作業部会
年	月				
平成 27 年	8	8月27日計画策定について庁議付議			
平成 28 年	3			①3月25日	
	5				①5月24日
	6				②6月28日
	7		①7月19日	②7月20日(書面)	③7月28日
	8		②8月19日	③8月9日	
	9		③9月29日	④9月26日	④9月1日
	10	10月26日 庁議パブリックコメント実施			
	12		④12月22日	⑤12月16日(書面)	
平成 29 年	1	1月11日 調整会議			
		1月23日 庁議			
	2	2月8日 議員全員協議会			
	3	3月議会 上程 社会福祉協議会理事会・評議員会 上程			

2. 那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

NO.	区 分	委員種別	氏 名	団体・組織名	備考
1	第1号委員	民生委員・児童委員	渡 邊 シヅイ	民生委員児童委員協議会連合会	副委員長
2	第2号委員	自治組織又は市民団体等に所属する者	菊 地 正 治	自治会長連絡協議会	委員長
3			柳 場 美枝子	輝きネットなすしおばら	
4	第3号委員	福祉団体等に所属する者	山 崎 稔	社会福祉協議会	
5			相 馬 一 男	老人クラブ連合会	
6			佐 藤 峰 子	ボランティアセンター運営委員会	
7			高 橋 亨	身体障害者福祉会	
8			本 澤 恵美子	心身障害児者父母の会	
9			関 谷 キヨ子	在宅老人介護者の会	
10			高 橋 美代子	ひとり親家庭福祉連合会	
11	第4号委員	福祉事業に携わる者	月 井 貴美代	地域包括支援センター連絡調整会議	
12			早乙女 順 子	特定非営利活動法人	
13			原 修 一	介護保険事業者連絡協議会	
14			松 本 和 重	障害者支援施設運営社会福祉法人	
15			浅 香 勉	子ども子育て会議	
16	第5号委員	教育に関係がある者	白 石 仁 一	小中学校長会	
17			阿久津 裕	P T A 連絡協議会	
18	第6号委員	関係行政機関の職員	菊 地 富士夫	保健福祉部長	
19			藤 田 恵 子	子ども未来部長	

策定アドバイザー 国際医療福祉大学 大石剛史 准教授

3. 那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画作業部会名簿

安心安全部会

NO.	所 属	氏 名	摘 要
1	民生委員・児童委員協議会連合会	澁 井 和 典	
2	自治会長連絡協議会	山 澤 晴 夫	
3	ボランティアセンター	大 内 康 子	
4	老人クラブ連合会	関 谷 眞 夫	
5	輝きネットなすしおばら	菊 地 裕 子	座長
6	総務課危機対策・放射能対策室危機対策担当	小 池 雅 之	
7	社会福祉課保護係	印 南 和 也	
8	社会福祉協議会総務係	鈴 木 知 之	
9	社会福祉協議会生活支援係	高 野 由 光	

障害者部会

NO.	所 属	氏 名	摘 要
1	民生委員・児童委員協議会連合会	秋 元 忠	
2	ボランティアセンター	松 木 隆 雄	
3	心身障害児者父母の会	星 理 加	
4	身体障害者福祉会	若 松 善 吾	
5	社会福祉法人あいのかわ福祉会ワークス共育	青 木 克 之	
6	特定非営利活動法人 障害児・者トータルサポートセンター空	大 武 仁 彦	座長
7	特定非営利活動法人那須フロンティア 地域生活支援センターゆずり葉	木 村 友 一	
8	社会福祉法人太陽の里福祉会	松 本 和 重	
9	社会福祉課障害福祉係	関 谷 和 俊	
10	社会福祉協議会介護支援係	君 島 信 彦	
11	社会福祉協議会（ふれあいの森指定管理者）	高 野 みち子	

高齢者部会

NO.	所 属	氏 名	摘 要
1	民生委員・児童委員協議会連合会	和 氣 喜美子	座長
2	自治会長連絡協議会	三本木 忠 二	
3	ボランティアセンター	小 野 純 一	
4	老人クラブ連合会	古 山 正	
5	地域包括支援センター連絡調整会議	月 井 喜美代	
6	介護保険事業者連絡協議会	原 修 一	
7	ケアマネジャー連絡協議会	飯 島 恵 子	
8	在宅老人介護者の会	櫻 井 昭 男	
9	高齢福祉課高齢福祉係	村 松 隆	
10	高齢福祉課介護管理係	三 輪 敦	
11	高齢福祉課地域支援係	倉 俣 久美子	
12	社会福祉協議会黒磯支所地域福祉係	後 藤 千 恵	
13	社会福祉協議会福祉サービス支援係	高 久 恵美子	

子育て部会

NO.	所 属	氏 名	摘 要
1	民生委員・児童委員協議会連合会	手 塚 美佐子	
2	ボランティアセンター	西 部 涼 子	
3	子ども子育て会議	佐久間 久 枝	
4	子ども子育て会議	山 本 雅 子	
5	P T A連絡協議会	藤 田 かほる	座長
6	ひとり親家庭福祉連合会	人 見 美智子	
7	保育課保育係	瀧 靖 子	
8	保育課児童係	田 口 香 代	
9	子ども・子育て総合センター	大 木 美奈子	
10	社会福祉協議会塩原支所地域福祉係	川 崎 裕 美	

4. 那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画検討会議委員名簿

NO.	部 署	職名	氏名	摘 要
1	市民協働推進課 協働のまちづくり室	室長	織 田 智 富	自治会・NPO担当
2	総務課	課長	菊 池 敏 雄	緊急時の支援体制担当
3	社会福祉課	課長	田 代 正 行	地域福祉施策・障害福祉・生活保護担当
4	高齢福祉課	課長	塩 水 香代子	高齢者福祉・地域包括ケアシステム・ 介護保険事業担当
5	健康増進課	課長	田 代 宰 士	保健福祉担当
6	都市整備課	課長	松 本 正 彦	バリアフリー・空き家対策担当
7	生活課	課長	鹿 野 伸 二	防犯・交通安全・公共交通・消費者問題
8	子育て支援課	課長	石 塚 昌 章	子ども施策担当
9	子ども・子育て総合センター	所長	八木澤 明 美	DV・児童虐待担当
10	保育課	課長	高 久 幸 代	保育事業・児童クラブ担当
11	学校教育課	課長	伴 真貴子	福祉教育担当
12	生涯学習課	課長	久 保 周 二	生きがいづくり担当
13	社会福祉協議会総務課	課長	羽 金 英 彦	緊急時の支援体制担当
14	社会福祉協議会地域福祉課	課長	中 村 裕 二	地域福祉施策（塩原地区含む）
15	社会福祉協議会在宅福祉課	課長	高 橋 智 子	あすてらす・生活困窮・介護保険事業・ 障害福祉計画・居宅介護計画担当
16	社会福祉協議会黒磯支所	支所長	市 村 典 子	地域福祉施策担当（黒磯地区）

**第3期那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画
(平成29年度～平成33年度)**

発	行	那須塩原市保健福祉部社会福祉課	TEL : 0287-62-7135
		社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会	TEL : 0287-37-5122